

わが国の土壤汚染対策法制における責任 のあり方に関する一考察（1）

——アメリカの土壤汚染対策法制を手掛かりに——

石 卷 実 穂

序 章 問題の所在

第一章 CERCLA における責任

第一節 潜在的責任当事者

- 1 潜在的責任当事者の責任
- 2 浄化事業
- 3 責任原則

第二節 PRP による浄化費用の求償—自発的浄化との関係—

- 1 CERCLA に基づく訴訟
- 2 連邦最高裁判所判例—Aviall 判決と Atlantic 判決—
- 3 両判決による費用回収訴訟と分担金請求訴訟の区別の限界
- 4 両判決の影響と問題点

第三節 連帯責任の例外

- 1 連邦最高裁判所判例—Burlington 判決—
- 2 同判決の評価と影響
- 3 損害の可分性の証明と反訴請求との関係

第四節 小 括

第二章 CERCLA における善意の土地所有者の免責

第一節 善意の土地所有者、隣接地の所有者、誠実な土地購入予定者の免責

- 1 従来の免責規定と2002年改正
- 2 善意の土地所有者（ILO）の抗弁
- 3 隣接地の所有者（CPO）の抗弁
- 4 誠実な土地購入予定者（BFPP）の抗弁

第二節 各抗弁の要件—Common Elements—

- 1 Threshold Criteria
- 2 Continuing Obligation
- 3 条文上不明確な ILO の要件 (以上、本号)

第三節 連邦地方裁判所判例

第四節 小 括

第三章 わが国の土壤汚染対策法における責任

第一節 汚染除去等の責任

第二節 汚染原因者への責任追及

第三節 わが国の土壤汚染対策法における問題

第四節 小 括

第四章 わが国の土壤汚染除去措置等を講ずる責任及び費用負担責任の再考

第一節 汚染除去等の措置を実施する責任のあり方

第二節 費用負担責任のあり方

第三節 小 括

終 章 結びに代えて

序 章 問題の所在

わが国の土壤汚染対策法における汚染除去等の責任を負う者は、汚染された土地の所有者、管理者又は占有者（以下、「土地所有者等」という）及び汚染原因者である。土地所有者等が当該汚染の原因者ではない場合、土壤汚染対策法7条によれば、汚染原因者の特定・汚染原因者による汚染除去措置の相当性・土地所有者等の異議の不存在といった要件を満たした場合のみ、都道府県知事は真の汚染原因者に汚染除去措置を講じさせることができる。一方、費用負担に関しては、同法8条によれば、都道府県知事の指示に従い汚染除去等の措置を講じた土地所有者等は汚染原因者に対し「指示措置に要する費用の限度において」求償することは可能であるが、汚染原因者が特定できない等の場合には土地所有者等が費用負担責任を負うこととなる。

それでは、汚染原因者ではない土地所有者等に対し、ただちに汚染除去措

置等を講ずる責任及びその費用負担責任を負わせることは妥当な責任のあり方といえるか。土地所有者等が土地を支配していること等を根拠とする状態責任の観点、または確実に汚染除去を実施するという観点からは、汚染原因者を責任の名宛人とすることが不可能な場合に土地所有者等に汚染除去等の責任を課すこともやむをえないと考えることはできる。しかしながら、自身の土地の汚染に寄与しておらず、かつ、当該汚染の存在について土地取得時において知らず又は知るべき理由もなかった（善意無過失）と認められる土地所有者等は、自身とは無関係の汚染のために当該土地の利用が制限される等の不都合をこうむる被害者的な地位に当たるといえる。そのような者に対し、汚染除去等の責任及びその費用負担の責任までも課すことは、公平性の観点からは相当な責任のあり方とは必ずしもいえない。これは、わが国の土壤汚染対策法に善意無過失の土地所有者等を被害者ととらえる規定が存在しないことが原因で生じた問題であると思われる。

さらに、わが国の土壤汚染対策法における責任のあり方の問題としてはもう一点、自発的汚染除去を行った者の費用負担の問題が挙げられる。有害物質により汚染された土地の所有者等は、早急に当該土地を適切な状態に戻し利用したいと考え、都道府県知事による指示を待たずして自発的汚染除去措置を講ずることも多い。そもそも土壤汚染対策においては、健康被害防止の観点からもより迅速で適切な汚染除去措置が望まれるし、土地所有者等が自ら進んで汚染除去措置を講ずることは本来好ましいことであるといえよう。ただし、その場合には費用負担が問題となる。すなわち、土地所有者等が自発的汚染除去措置を講じた場合には、その措置は都道府県知事の指示に基づくものではないため、汚染原因者に対し指示措置に要した費用を求償することを規定する同法８条を適用できるか否かが不明確であり、土地所有者等が自発的汚染除去措置に要した費用を回収することができない可能性がある。自発的汚染除去措置を実施しても費用を回収できないとの認識が広まれば、自発的汚染除去のインセンティブが削がれ、汚染除去措置を行うには都道府

県知事の指示を待つ土地所有者等が増えることも予想され、より早期に開始できるはずの汚染除去措置を遅滞させるとの見方もありうる。

以上2点の問題、すなわち、善意無過失の土地所有者等に関する問題及び自発的汚染除去措置を講じた土地所有者等に関する問題は、本来はそれぞれ別個の次元の問題である。前者が、汚染除去等の措置実施段階の問題であるのに対し、後者は、費用負担段階の問題であるためである。ただし、いずれも汚染原因者ではない土地所有者等の問題であり、当該土地の汚染について全責任を課すことが公平性の観点から妥当ではないと考えられる点では共通している。なぜならば、善意無過失の土地所有者等は被害者的立場にあるから当該汚染除去の責任を課されることは公平性に反するといえるし、一方の自発的除去措置を講じた者も、その措置が同法の趣旨に沿ったものであり、より早期に当該土地の汚染を自発的に除去し人の健康被害を防止したといえる場合には、都道府県知事の指示を受けてから指示に従って汚染除去を行った者と同様に費用回収の機会が与えられることが公平性にかなうと考えられるからである。これらのことから、上記2つの問題について検討し、わが国の土壤汚染対策法制において、遅滞なくより早期に、確実に汚染除去を実施し、適切な当事者間において公正な費用負担がなされるような責任のあり方を再考する必要があると考えられる。

本稿では、わが国の土壤汚染対策法制における上記2つの責任の問題を再考するに当たり、これらの問題に有効に対処している外国の土壤汚染対策法制を手掛かりとすることとしたい。そこで、筆者はアメリカにおける土壤汚染対策法制に着目した。なぜなら、土壤汚染対策法制を世界に先駆けて整備したアメリカの「包括的環境対処・補償・責任法 (Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act : CERCLA)」は、わが国において見られる上記2つの問題と同様の問題に直面した結果、一定の対応を図り解決策を提示した経緯を有するからである。したがって、アメリカの CERCLA の責任主体とその責任の態様について考察し、わが国の土

壤汚染対策法における責任の態様との比較を通じて示唆を得、わが国において土壤の汚染をより迅速・適切に除去し、かつ適切な当事者間において公正な費用負担がなされうる責任のあり方を再考することとしたい。

まず第一章においては、アメリカの CERCLA における責任について考察する。同法の下で責任主体となる者が、具体的にはどのような責任を負い、浄化措置を講じた場合にはどのように費用回収が認められるか、また、自発的浄化をした者の費用回収が可能となる場合を整理する。第二章では、CERCLA における善意の土地所有者等の免責要件を詳細に検討し、⁽¹⁾ 実際にはどのように免責の判断がなされているかを確認する。その際、EPA（Environmental Protection Agency）のガイダンスに沿って免責の要件を整理し、近時の司法的判断についても考察する。第三章では、わが国の土壤汚染対策法において汚染除去等の責任を負う土地所有者等の責任について考察する。善意無過失の土地所有者等が汚染除去等の措置の実施について責任を負う問題や、自発的汚染除去措置を講じた土地所有者等が汚染原因者に対し求償することができるか否かの問題等について、具体的に検討し問題の根本を明らかにする。第四章においては、前章までに見たアメリカの CERCLA と我が国の土壤汚染対策法における責任の態様の比較を行い、そこから、わが国において善意の土地所有者の保護及び自発的汚染除去措置を講じた者の一定の費用回収が可能となるような責任のあり方についての示唆を得たい。

第一章 CERCLA における責任

アメリカの土壤汚染対策の歴史は他の国々に比べて古く、法律としては1980年に世界に先駆けて「包括的環境対処・補償・責任法（Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act : CERCLA）」が成立した。この立法の背景には、市街地における土壤・地下水汚染に対して1978年に大統領による非常事態宣言が出されたラブ・カナル事件がある。この事件は、ニューヨーク州ナイアガラフォールズ市の住宅地ラブ

・カナルにおいて長年に渡り投棄されてきた有害化学廃棄物が原因で土壌と地下水が汚染され、住民の多くが甚大な健康被害を受け、汚染された地域に居住することが危険であるとして大部分の住民が移住せざるをえなくなったものであり、連邦と州は住民の移住と浄化措置に莫大な費用を費やすこととなった⁽²⁾。さらにこの事件により、従来の法制度では過去に投棄された有害廃棄物に対応することができないという法規制の穴が露呈した⁽³⁾。これらに加えて同事件を契機に土壌汚染対策に対する国民の関心が高まったこともあり、立法が急がれたのである⁽⁴⁾。

したがって、CERCLAは、ラブ・カナルのような重大な事件への対処を想定したために、責任主体のカテゴリーを広範に規定し、汚染サイトの浄化について厳格責任を原則とするなどの厳しい内容の法律となったのである。1986年には、CERCLA制定後問題視されていた浄化措置の遅滞等を改善するため、CERCLAは「スーパーファンド法修正・再授權法(Superfund Amendments and Reauthorization Act of 1986:SARA)」によって修正された。一般的に、CERCLAとSARAの両者をあわせてスーパーファンド法と呼ばれる⁽⁵⁾。

SARAによって、CERCLAにおける既存の問題に対しては一定の対応がとられたが、新たに重大な問題が浮上した。すなわち、CERCLAの広範で厳格な責任を負わされることを避けようとの考えから、開発者等が汚染の疑いのある土地に手を付けないことにより当該土地が放置されるといったブラウンフィールド問題⁽⁶⁾が顕在化したのである。さらに、ブラウンフィールドが存在する都市は開発が滞り、当該地域の雇用ひいては経済が停滞すること⁽⁷⁾、汚染の心配のないグリーンフィールドが開発の対象地とされることで自然破壊が進行すること等の副次的な問題まで引き起こすに至ったのである⁽⁸⁾。

この深刻な問題に対処するため、2002年に「中小企業の責任軽減及びブラウンフィールド再活性化法(The Small Business Liability Relief and Brownfields Revitalization Act:ブラウンフィールド法)」によって再び CER-

CLA が大幅に改正された。⁽⁹⁾ このブラウンフィールド法においては、CERCL における厳格な責任を一定の場合に軽減することが新たに定められ、土地所有者等がサイトへの自発的浄化を講じることを推進する州の政策に対する連邦政府の支援や敬讓が規定された。⁽¹⁰⁾ これにより、汚染サイトがブラウンフィールド化せず適切に浄化された後に円滑に取引又は利用されることが目指されたのである。

本章においてはまず、CERCLA の下で汚染サイト浄化の責任を課される者について及びその具体的な責任内容について確認する。そして、複数の PRP 間ではどのように責任が配分されているかについて判例を通して考察することとしたい。

第一節 潜在的責任当事者

1 潜在的責任当事者（PRP）の責任

（1）PRP の範囲と費用負担責任

CERCLA において浄化の責任を負う者は、潜在的責任当事者（Potentially Responsible Parties：PRP）と呼ばれ、CERCLA107条（a）に定められている。同条項によれば、⁽¹¹⁾ ①現在の船舶及び施設の所有者及び管理者（owner, operator）、②有害物質が処分された当時の施設の所有者又は管理者、③有害物質を処分、処理、加工した者、手配者（arranger, generator）、④有害物質の処分または処理をする施設や場所の選定をした有害物質の輸送者（transporter）は、次の4つの費用に対し責任を有する。すなわち、（A）連邦政府、州、インディアン部族が負担する国家緊急対策計画（National Contingency Plan：NCP）に合致しないとは言えない除去措置又は修復措置の全額、（B）その他の者が負担する国家緊急対策計画に従った浄化措置に関するその他の費用、（C）自然資源の損傷、破壊または損失に対する損害賠償（当該放出による損傷、破壊または損失を査定するための妥当な経費を含む）、（D）104条（i）に基づき実施された衛生評価ま

たは人体への影響調査に要した費用、である。①ないし④がPRPであり、これらの者は上記(A)ないし(D)の費用負担の責任を負うのである。

(2) PRPの浄化責任

PRPは、汚染サイトの浄化責任を負う。具体的には、EPAが浄化事業の実施や費用負担についてPRPとの間で和解をするか、和解が成立しない場合にPRPに浄化事業実施を求める司法命令または行政命令を発する。PRPによる対応を最優先とする“Enforcement First”の原則により、和解や司法命令又は行政命令に応じたPRPに浄化を義務付けることとされるが、和解不成立の場合やPRPが司法命令又は行政命令に従わない場合、さらにPRPが存在しない場合には、連邦政府や州が浄化措置を実施する。⁽¹²⁾ただしその場合、PRPに代わって連邦政府又は州が措置を講じた際負担した費用を、後に政府がCERCLA107条(a)に基づいてPRPに対して請求することとなる。また、EPAの命令に十分な理由もなく適切に従わないPRPは、その結果連邦政府又は州が浄化措置を講じることで基金が負担せざるをえなくなった費用と同額または最大でその3倍の額を懲罰的損害賠償として政府に支払わなければならない。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

このように、PRPは和解または命令に従い浄化措置を実施する義務を負い、その費用の一部または全部を負担する責任を課され、あるいは政府が浄化措置を実施した場合にも当該措置に要した費用の最大で3倍までの額を支払う義務を負うのである。

2 浄化事業

(1) CERCLAに基づく浄化事業の特徴

有害物質による汚染が疑われるサイトは、包括的環境対処・補償・責任情報システム(CERCLIS)に登録され、登録されたサイトは調査の結果、危険度評価システム(HRS)の一定の点数を越えた場合にはさらに全国優先順位表(NPL)に登録され、このNPLに登録されたサイトが順次浄化事業

の対象となる。⁽¹⁵⁾ また、CERCLA の浄化事業で実施される措置には除去措置と修復措置の二種類があるが、除去措置は人の健康、福祉、又は環境への有害物質による損害発生につき緊急性の高い場合にとられる短期的かつ暫定的な行為であり、⁽¹⁶⁾ 修復措置は公衆衛生、福祉、又は環境への有害物質の放出を阻止又は最小化する長期的なものである。⁽¹⁷⁾ その他、CERCLA の下 PRP がその実施及び費用負担の責任を負う浄化事業の特徴を簡潔に示すと、⁽¹⁸⁾ 汚染サイトの発見には市民からの情報も反映されるため幅広くサイトの特定が可能となること、浄化が必要とされるサイトの決定は総合的なリスク・アセスメント⁽¹⁹⁾により行われること、浄化事業の実施の決定までの作業は調査を含め基本的には EPA が行うが、事業計画の決定過程には住民や PRP も意見陳述等によって参加できること、同法においては浄化基準が明確に定められていないこと等が挙げられる。

（２）浄化事業を必要とする汚染

CERCLA に基づく浄化事業の対象となる有害物質、⁽²⁰⁾ 汚染物質又は汚濁物質⁽²¹⁾については、広範囲の物質が対象とされているが、⁽²²⁾ 石油、天然ガス、合成ガスは CERCLA 上の有害物質からは除外され、同法に基づく浄化の対象とはならない。⁽²³⁾

（３）国家緊急対策計画（NCP）

PRP が負担する費用として107条（a）（４）に掲げられている（A）から（D）のうち、（A）及び（B）は、浄化措置が国家緊急対策計画（NCP）に従ったものであることを前提条件としている。すなわち、NCP に従った浄化事業に要した費用は同条項に基づいて PRP が負担することとなる。⁽²⁴⁾ この NCP は CWA311条において石油や有害物質の除去措置を実行するために設けられたものであるが、CERCLA105条（a）が CERCLA における浄化実施についての枠組みも NCP に定めるものとし、大統領にその改訂を義務付けたため、1982年に改訂、公布されたものである。⁽²⁵⁾ 浄化の実施についてその

手順及び実施の方法を決定する際にはNCPに依拠しなければならない。

3 責任原則

CERCLAにおいてPRPに課される責任は原則として、厳格責任、連帯責任、遡及責任である。このうち、厳格責任は、CERCLA101条(32)が責任基準はCWA311条⁽²⁶⁾に従うことを規定しているため、条文上明らかであるといえる。これに対して、CERCLAには連帯責任と遡及責任についての明文規定は存在せず、これらは判例上認められ確立してきたものである。

連帯責任は、1983年に連邦地方裁判所のChem-Dyne判決⁽²⁷⁾で認められて以来、CERCLA上のPRPに課されるものとされてきた。同判決において、損害が可分であり賠償額の配分が可能であるという合理的な根拠を被告であるPRPが証明した場合には連帯責任を課さず、各被告は自身を引き起こした部分の損害⁽²⁸⁾についてのみ責任を負うという例外も示されたが、同判決以降多くの場合は原則的に連帯責任が被告間に課された⁽²⁹⁾。原告は、被告の過失の程度を考慮することなく損害が不可分であることを証明すればよいとされる⁽³⁰⁾。PRPに連帯責任を課す根拠は、土壌汚染は長期間にわたる場合が多いため、関係者が多数となり正確なそれぞれの負担部分を判定することが困難であること、支払い能力がない又は所在不明のPRPがいる場合も多く、分割責任では十分な浄化を実施できないこと等が挙げられている⁽³¹⁾。ただし、寄与度の小さい者もPRPと認定されれば全責任を課される可能性があることから、SARAによる改正で寄与度の僅少な者との早期和解の規定が置かれた⁽³²⁾。さらに近時、連邦最高裁判所がBurlington判決において、責任の配分の合理的根拠を認め、被告に連帯責任を課しないと判断したことが注目される。同判決の詳細については、本章第三節に述べる。

遡及責任を課す根拠としては、賠償責任に関する107条(a)は過去形で規定されているため、過去の行為を対象としていると考えられる点、また、CERCLAは汚染の時期に関わらずEPAがPRPに浄化させあるいは自ら浄化を行いPRPから費用を回収することができるとしていることから、やは

り過去の行為が対象とされる点が挙げられている。⁽³⁴⁾

第二節 PRP による浄化費用の求償—自発的浄化との関係—

1 CERCLA に基づく訴訟

（１）連帯責任と分割責任—orphan share の配分—

CERCLA に基づく訴訟では連帯責任と分割責任の区別が重要であるため、まず初めにアメリカのコモンローにおける連帯責任と分割責任について簡潔に確認をしておく。

二人以上の者が不法行為により単一かつ不可分の損害を生じた場合、それらの者は損害を受けた者に対し損害の全体につき連帯責任を負う。⁽³⁵⁾原告は連帯責任を負う者のうち誰からでも完全な賠償を受けることができる。⁽³⁶⁾ただし、単一かつ不可分の損害について共通の責任を負うべき者が2人以上いる場合には、共通の責任のうち自身の公正な負担部分を超えて賠償をした者は他の不法行為者に対して分担金を請求する権利を有する。⁽³⁷⁾しかしながら、不法行為者のうち支払い能力のない者や既に死亡・倒産している者等の分担金は orphan share と呼ばれるが、この場合は請求相手が存在しないため分担金請求ができない。この orphan share は、連帯責任においては被告が負担する。⁽³⁸⁾その根拠は、善意の原告よりも帰責性のある被告に負担させるのが好ましいという点にあるとされている。⁽³⁹⁾

これに対して、二人以上の者が損害を生じさせた場合であっても、別個の損害が存在するとき、又は一つの損害へのそれぞれの寄与度を証明する合理的な根拠が存在するときには、損害は不法行為者間で配分され、それらの者に分割責任が課されることとなる。⁽⁴⁰⁾分割責任においては、被告は損害に対する自身の責任限度までしか賠償責任を負わない。⁽⁴¹⁾完全な賠償を得るためには、原告は全ての不法行為者を訴え、それぞれの不法行為者の責任配分を証明しなければならないのである。⁽⁴²⁾また、分割責任における被告は連帯責任における場合とは異なり、自身の公正な配分を超えて賠償をすることはないか

ら、分担金請求の権利を持たない⁽⁴³⁾。さらに同様に、分割責任において被告は自身の責任の限度を超えて分担金を負担することはないため、orphan shareは原告のみが負担することとなる⁽⁴⁴⁾。

CERCLAの多くのサイトではPRPが既に存在しない場合やもはや支払い能力がない状態にある場合が多い⁽⁴⁵⁾。つまり、orphan share⁽⁴⁶⁾がかなりの額となるケースが多いといえるのである⁽⁴⁷⁾。

(2) 107条(a)に基づく費用回収訴訟

(i) 政府が提起する場合

政府が浄化措置を実施した場合には、政府は107条(a)(4)(A)に基づきPRPに対して費用回収訴訟を提起する。この場合、被告となったPRPは、政府が実施した措置に要した費用の全額について原則として連帯責任を負う。例外的に、被告が当該サイトの損害の可分性を証明できた場合には、被告の責任は連帯責任ではなく分割責任となるが、この証明が認められることは極めて稀であった。政府は、サイト汚染に関与した全てのPRPを被告とする必要はなく、仮に一人のPRPを被告として訴訟を提起したとしても、その者から措置費用全額を回収することができる。政府が被告としなかった他のPRPを訴訟に参加させたり、別訴において他のPRPに対し分担金を請求したりするのは政府によって被告とされた者の責任なのである⁽⁴⁸⁾。

(ii) 私人が提起する場合

CERCLA制定当初、私人がPRPに対し浄化に要した費用を求償するための明文規定は存在しなかったが、107条(a)(4)(B)を用いて費用の回収が可能であると解釈されていた⁽⁴⁹⁾。ただし、私人のうちPRPも107条(a)に基づく費用回収ができるのか、また、それが可能な場合には、被告には連帯責任が課されるのかという点が問題となるが、CERCLA制定以降1980年代前半までは、PRPにも107条に基づく費用回収訴訟の提起を認めるとする判例が多かったようである⁽⁵⁰⁾。

(3) 113条(f)に基づく分担金請求訴訟

ところが、SARA による改正で1986年に113条（f）が新設され、状況が一変する。浄化費用を負担した PRP が他の PRP に対して費用の分担金を請求するための明文規定が置かれたからである。⁽⁵¹⁾ 113条（f）（1）は「何人も、第106条又は第107条（a）に基づく民事訴訟の期間中又はその後、第107条（a）に基づき責任当事者又は潜在的責任当事者から分担金を求めることができる」とし、その請求の際には「裁判所は裁判所が適当と認める公正な要素⁽⁵²⁾を用いて責任当事者に浄化費用を配分する」と規定している。ただし同条項末文において「本項のいかなる規定も、第106条又は第107条に基づく民事訴訟がない限り何人かが分担金請求訴訟を提起する権利を減ずるものではない」と留保している。また、同条項（3）（B）は、行政上又は司法上の和解で連邦又は州に対する責任を果たした者も分担金を求めることができるとする。なお、同条項（2）は、行政上又は司法上の和解で連邦政府又は州に対する責任を果たした者は分担金を支払う責任を負わないという保護規定となっている。113条に基づく訴訟における被告は、判例上分割責任を負うものとされてきた。⁽⁵³⁾

（4）証明責任

政府が提起する107条（a）に基づく費用回収訴訟においては、原告である政府は被告が PRP の4つのカテゴリーのうち1つに該当すること及び被告が有害物質を投棄したことを証明すればよいとされている。⁽⁵⁴⁾ これに対し、私人が107条（a）に基づいて費用回収訴訟を提起した場合は、上記に加え、措置費用が必要なものであったこと、当該措置は NCP に従ったものであることも証明しなければならないといわれる。⁽⁵⁵⁾ なお、107条（a）の下では連帯責任が原則となっているが、その例外として損害の可分性の合理的根拠が存在することを証明する責任は被告にある。

他方、113条（f）に基づく分担金請求訴訟においては、107条（a）における場合とは異なり、原告である PRP はそれぞれの被告の「公正な寄与度」⁽⁵⁶⁾を証明しなければならない。

(5) PRP はどちらの条文に基づいて他の PRP に対して求償できるのか
113条(f) が設けられて以来、PRP が措置費用の回収をする場合には、
107条(a) と113条(f) のうちどちらの条文を用いるべきかについて判断が
分かれ始めたが、1990年代後半までには、ほぼ全ての裁判所が、PRP は107
条(a) に基づく訴訟は提起できないとし、113条(f) に基づく訴訟を提起
できるのみと判断したようである。⁽⁵⁷⁾ PRP に107条(a) に基づく費用回収を
認めないこととした根拠としては、107条(a) に基づく訴訟では、原告で
ある PRP も責任主体であるのに、被告となる PRP に連帯責任を課すこと
によって原告である PRP の費用負担がゼロとなってしまうことが挙げられ
ている。⁽⁵⁸⁾ なお、純粋なコモンロー上の分割責任では前述のように orphan
share は原告が負担することとなるのに対し、113条(f) に基づく訴訟にお
ける責任を分割責任としながらも公正な要素を用いて orphan share を原告
と被告の双方の間で配分することで原告と被告の双方に負担させた判例も存
在するようである。⁽⁵⁹⁾ この点は CERCLA 独自の費用負担責任配分がなされてきた
といえる。

ところが、PRP が113条(f) に基づき他の PRP に対し分担金請求訴訟を
提起する場合にも、問題は残されていた。113条(f)(1) の、106条又は
107条(a) に基づく民事訴訟の期間中又はその後、あるいは行政上又は司
法上の和解で連邦又は州に対する責任を果たした場合に分担金を求める訴訟
の提起が可能であるとする文言と末文の留保規定との関係性が不明確であ
り、それゆえ、分担金請求訴訟を提起することのできる条件が問題となっ
たのである。

2 連邦最高裁判所判例—Aviall 判決と Atlantic 判決—

(1) Aviall 判決⁽⁶⁰⁾

本件は、113条(f) に基づく分担金請求訴訟を提起することが許される条
件について連邦最高裁判所が初めて判断を下したものである。

(i) 事案の概要

Cooper 社から当該サイトを買収した Aviall 社は、Cooper 社及び Aviall 社の両者が同サイト及び地下水を汚染してきたことを発見し、テキサス州の監督の下、自発的に同サイトの浄化に取り組んだ。Aviall 社は同サイトを第三者に転売した後も同サイトの浄化責任を契約上引き継ぎ、継続して浄化を実施したが、その費用は既におよそ500万ドルに上っており、浄化措置を継続することで費用の総額はさらに膨らんでいくことが予想された。そこで Aviall 社は、Cooper 社は107条（a）における PRP であるから浄化費用を負担する責任があるとして、Cooper 社に浄化費用を求償するために CERCLA 上の訴訟を提起した。当初は、107条（a）及び113条（f）両方に基づく請求が含まれていたが、のちに統合し113条（f）（1）に基づく分担金請求訴訟となった。

（ii）下級裁判所の判断

テキサス州連邦地方裁判所⁽⁶¹⁾は、113条（f）（1）に基づく訴訟は、106条又は107条（a）に基づく民事訴訟の係属中もしくはその後のみ提起することが認められるものであるとした。したがって、106条又は107条（a）に基づき訴訟を提起されておらず、自発的に浄化措置を講じた Aviall 社は113条（f）に基づいて分担金請求の訴訟を提起することはできないとした。これに対して第5巡回区連邦控訴裁判所⁽⁶²⁾は、113条（f）（1）は、第一文及び末文の双方において、106条又は107条（a）に基づいて訴訟を提起されたか否かに関わらず PRP が分担金請求訴訟を提起することを認めているとした。その根拠として、113条（f）（1）前段は“may”と規定しているのであって、106条又は107条（a）に基づく民事訴訟の係属中もしくはその後のみ提起できる（“may only”）と意味しているわけではないと述べた。

（iii）連邦最高裁判所判決

しかしながら連邦最高裁判所は、Aviall 社が113条（f）（1）に基づく分担金請求訴訟を提起することは認められないと結論付けた。113条（f）（1）の第一文は、106条又は107条（a）に基づく民事訴訟係属中またはその後と

いう特定の状況に限り、PRPが分担金請求訴訟の提起を認めることを意味していると判断したのである。その理由として、①同条項における“may”(できる)という文言は、特定の状況において訴訟の提起を認めることを意味するものであって、それ以外の状況においては訴訟の提起は認めないものであること、②特定の状況に限らず、どの状況においてもPRPによる分担金請求訴訟の提起を認めると解するならば、議会が113条(f)(1)第一文と同条項(3)(B)の規定を置いた意味がなくなってしまうこと、③113条(f)(1)末文の留保規定の唯一の機能は、113条(f)(1)とは独立して存在しうる分担金請求訴訟を提起する権利を「減ずる」ものではないことを明らかにすることであるが、この留保規定はそれ自体訴権を創設するものではなく、106条又は107条(a)に基づく訴訟の係属中又はその後という状況以外に113条(f)の分担金請求訴訟を拡大するものでもなく、113条(f)以外に存在する分担金請求訴訟について具体的に述べてもないこと、そして、④分担金請求訴訟の訴訟提起期間を定める113条(g)(3)は、訴訟の判決日及び和解の締結から3年以内に限り分担金請求訴訟の提起を認めているから、その他の状況においては分担金請求訴訟の提起は認められないことを述べた。なお、Ginsberg 裁判官は反対意見において、Aviall社が107条を用いてCooper社に費用を請求する可能性を示唆しており、Stevens 裁判官がこれに賛同している。

(iv) 本判決の自発的浄化への影響

本判決の最大の影響は、自発的浄化を実施したPRPが他のPRPに対し浄化費用を求償する術がなくなってしまったことである。すなわち、従来の判例法ではPRPが107条(a)に基づく訴訟を提起することは認められないうえに、新たに本判決によって、自発的浄化を実施したPRPは113条(f)に基づく訴訟を提起することもできなくなったため、CERCLAに基づく訴訟のうち107条(a)と113条(f)双方の訴訟の提起が禁じられることとなったのである。⁽⁶³⁾それゆえ、本判決は自発的浄化を妨げるものとして、多くの批

判を受けた。⁽⁶⁴⁾ 実際には、費用回収ができないことに失望した PRP らは自発的浄化を敬遠し、したがって、政府が PRP に対して浄化措置実施を要求する訴訟を提起すること又は政府自ら浄化措置を実施した後に PRP に対して費用回収訴訟を提起することが多くなり、結果として、サイト浄化の遅延や政府の訴訟及び訴訟費用の増加、さらには浄化費用の増加を招いたといわれる。⁽⁶⁵⁾

（2）Atlantic 判決⁽⁶⁶⁾

Aviall 判決から三年後、自発的浄化措置を講じた PRP による 107 条（a）に基づく訴訟の提起の可否について連邦最高裁判所が判断を示したのが本判決である。

（i）事案の概要

Atlantic 社は、国防省が管理する施設を賃貸し、そこで政府のためにロケットのモーターを修理していた。モーターから燃料を洗い流した際の排水や、燃料を燃やしたことにより生じた廃棄物が同サイトを汚染していたことが判明したため、Atlantic 社は自発的に同サイトを浄化した後、PRP である政府を相手取り費用を回収しようと CERCLA の下訴訟を提起した。当初は、107 条（a）及び 113 条（f）両方に基づく請求が含まれていたが、Aviall 判決が PRP による 113 条（f）（1）に基づく訴訟の提起は民事訴訟の係属中又はその後、あるいは和解の後に限って認められると判示したため、107 条（a）に基づく請求のみに変更された。

（ii）下級裁判所の判断

アーカンソー州連邦地方裁判所は請求を棄却したが、第 8 巡回区連邦控訴裁判所は⁽⁶⁷⁾この地裁判決を破棄し、PRP が 107 条（a）に基づいて費用回収のために訴訟を提起することを認めた。第 8 巡回区連邦控訴裁判所は、113 条（f）は PRP が浄化費用を回収するための排他的手段ではなく、107 条（a）（4）（B）は同条項（A）の下で訴訟提起を許された者（連邦政府、州、インディアン部族）以外のいかなる者も訴訟の提起ができるとするものである

と述べた。したがって、Atlantic社は107条(a)(4)(B)に基づき費用回収訴訟を提起することができるかと判示したのである。また、106条又は107条(a)に基づく訴訟で被告となったPRPは107条(a)ではなく113条(f)を用いて訴訟を提起することが求められるとした。

(iii) 連邦最高裁判所判決

連邦最高裁判所は、第8巡回区連邦控訴裁判所と同様に、107条(a)(4)(B)の文言はPRPが他のPRPから費用を回収することを明白に認めており、したがってAtlantic社は107条(a)に基づく訴訟を提起することができるかと判示した。さらに、107条(a)と113条(f)の区別について言及し、107条(a)と113条(f)は、異なる手続状況において訴訟原因を提供することにより、相互を補完していると述べ、それぞれの条文の用いられる手続状況を示した。すなわち、113条(f)(1)は、106条又は107条(a)に基づく民事訴訟あるいは和解に起因して負担するに至った他者への弁済費用について共通の責任のある他のPRPに対し分担金を請求する訴訟を提起する権利を与えるものであり、他方、107条(a)は、自発的に浄化費用を負担したPRPによる費用回収(分担金とは異なる)を許すものであるとする。そして、107条(a)に基づく訴訟で被告となったPRPは、113条(f)に基づき反訴請求をすることによって、原告を含めた全ての訴訟当事者間の公正な費用配分を求めることができるから、107条(a)に基づく訴訟における不公正な費用の配分を軽減することができるかと述べた。ただし、107条(a)に基づく訴訟の原告がPRPである場合にも、原告が政府である場合と同様に被告に連帯責任を課すかどうかについては明言を避け、「決定ではないが、我々は107条(a)が連帯責任を課すものと想定する」と脚注において触れるのみであった。

同裁判所は最後に、和解をした者を分担金責任から除外する113条(f)(2)の保護規定は和解をした者が107条(a)の下で他のPRPから費用を請求される責任までも保護するものではないことを取り上げ、和解に応じ

たとしても後に107条（a）に基づき他の PRP から費用回収訴訟を提起され
るとなれば和解のインセンティブが失われるのではないかとの懸念につい
て、①107条（a）に基づく訴訟において被告となった PRP は113条（f）によ
る反訴請求が可能であり、反訴請求がなされれば裁判所が公正な要素の考慮
において当該被告 PRP が和解をしていたことについて斟酌するであろうこ
と、②113条（f）（2）は少なくとも分担金請求訴訟からは和解をした PRP
を保護していること、③和解は、それによって連邦政府又は州に対しては以
後責任を負うことはなくなるという本来の利点を有している、という理由か
ら、上記の抜け道が和解のインセンティブを削ぐおそれはないと述べた。

3 両判決による費用回収訴訟と分担金請求訴訟の区別の限界

Aviall 判決及び Atlantic 判決を通して、PRP が訴訟を提起する場合の
107条（a）と113条（f）との関係に一応の区別がついたように思われた。⁽⁶⁸⁾
しかしながら、連邦最高裁判所は、107条（a）と113条（f）の適用場面に全く
重複がないとは言えないことを認めており、実際、PRP が同意判決によっ
て浄化をした場合には、当該 PRP が負担した費用は自発的に負担したもの
でも他の者が負担した費用への弁済でもないが、このような費用が107条
（a）と113条（f）のどちらか又は両方で回収可能であるのかについては判断
しないと述べている。⁽⁶⁹⁾ さらに、106条に基づく行政命令は民事訴訟ではない
ため、これに基づいて浄化を実施した PRP がどちらの条項に基づいて費用
回収が可能であるのかについても不明確である等と論者から指摘されてい
る。⁽⁷⁰⁾ Atlantic 判決後においてもなお、CERCLA において PRP が浄化費用
を求償する際の根拠条文としての107条（a）と113条（f）の区別には、未だ
曖昧さが残っている。⁽⁷¹⁾

4 両判決の影響と問題点

（１）自発的浄化への影響

自発的浄化を実施した者が浄化費用を他の PRP に対して求償することを
想定した規定は CERCLA に存在しなかったうえに、EPA も当初は、自発

的浄化はNCPに従ったものと判断することができないとして、自発的浄化を推進してはいなかったようである。⁽⁷²⁾しかし、ブラウンフィールド問題への対応の中で多くの州が自発的浄化プログラムを推進したことで、PRPが州の監督の下自発的浄化を実施するケースが増え、ブラウンフィールド法においてはこのような州の浄化プログラムに対して連邦政府が援助及び敬讓する規定が置かれるに至った。⁽⁷³⁾⁽⁷⁴⁾

このような状況の下、Aviall判決は、PRPが113条(f)に基づく分担金請求訴訟を提起できるのは、106条又は107条(a)に基づく民事訴訟の係属中又はその後もしくは和解に応じた後という特定の状況にある場合のみであるということを確認した。前述のように、このAviall判決は自発的浄化のインセンティブを削ぎ、それによって政府の訴訟及び訴訟費用の増加、さらには浄化の遅延を招いたとされる。その後、Atlantic判決は、PRPが自発的に浄化を実施した場合には107条(a)に基づく費用回収訴訟を提起することができる⁽⁷⁵⁾と明確に判示した。従来、11の連邦控訴裁判所がPRPによる費用回収訴訟の提起を禁じていたが、Atlantic判決はこの判例法を覆したものとされる。Atlantic判決は、自発的浄化を実施したPRPに求償権を認めた点で、自発的浄化の促進ひいてはブラウンフィールド問題の解決へ向けて前向きな影響を与え⁽⁷⁶⁾と思われる。

(2) 残された問題

Aviall判決及びAtlantic判決後に残された問題⁽⁷⁷⁾としては、主として4つ考えられる。

第一に、前述のように、費用回収訴訟と分担金請求訴訟の区別には未だに曖昧な点が残ることである。ただし、107条(a)と113条(f)の区別の不明確さを認めつつも、重要なことは自発的浄化を実施したPRPにも費用回収の権利が与えられたことであり、その結果浄化のインセンティブが高められるとして、Atlantic判決を肯定的に評価する見方もある。⁽⁷⁸⁾

第二に、Atlantic判決において言明された、和解当事者の保護規定が費

費用回収訴訟からは和解当事者を保護しないという点である。同判決において、このことがPRPの和解に対するインセンティブを削ぐことはないと言明されたが、和解に応じEPA又は州に対する責任を果たしてもさらに他のPRPによって費用回収訴訟の対象とされる可能性が残るならば、少なからずPRPの和解に対する意欲は減退するのではないかと思われる。⁽⁷⁹⁾

第三に、PRPが107条（a）に基づいて費用回収訴訟を提起する場合にも、被告らに連帯責任が課されるかという点である。これは、原告であるPRPが、単にそれぞれの被告がサイトに有害物質を投棄したことを証明すればよいか、あるいはそれぞれの被告のサイト汚染への寄与度までを証明しなければならないかという証明責任の問題でもある。⁽⁸⁰⁾ さらに、前述のように連帯責任においてはorphan shareは被告によって負担されるため、原告であるPRPはorphan shareを負担することもなくなるという点も問題となる。つまり、107条（a）に基づく費用回収訴訟においてPRPが原告である場合にも被告に連帯責任を課することを認めると、PRPの求償権がAviall判決以前に認められていたもの（分担金請求権）よりもはるかに拡大されたものとなってしまうことが懸念されるのである。⁽⁸¹⁾ さらに、第一の問題点とも関連するが、107条（a）と113条（f）のうちどちらを適用すべきかの区別がつかず、どちらに基づいても訴訟を提起することができる場面が存在する場合には、PRPが原告となる場合にも107条（a）が連帯責任を原則とするならば113条（f）に基づく訴訟よりも107条（a）に基づく訴訟が常に選ばれることとなるのではないかと考えられる。このように重大な問題を含むにもかかわらず、Aviall判決においてもAtlantic判決においても、107条（a）に基づく訴訟が連帯責任を課すものかどうかについての明確な判断はなされなかった。Atlantic判決後に同判決を引用した2つの連邦地方裁判所判決が、⁽⁸²⁾ PRPである原告は費用回収訴訟で被告に連帯責任を課することができる⁽⁸³⁾ として、113条（f）に基づく反訴請求がなされれば公平な費用負担がなされうると述べていることは注目に値する。

そして第四に、第三でも触れたことであるが、PRPが他のPRPに求償をする場合、107条(a)と113条(f)では107条に基づく訴訟の方が原告にとって有利であると思われることである。⁽⁸⁴⁾113条に基づく分担金請求訴訟においては、原告はすべてのPRPを訴訟に参加させなければ完全な費用回収ができず、また、原告がそれぞれの被告の寄与度を証明しなければならない。一方、107条(a)に基づく費用回収訴訟では、PRPが原告である場合にも連帯責任が原則であるならば、原告は全てのPRPを訴えることも被告の寄与度を証明することも必要なく、被告から完全な費用回収を得ることが可能となり、反訴において被告が各訴訟当事者の寄与度の証明責任を負う。また、費用回収訴訟の出訴期限は浄化措置着工後6年以内であるのに対し、分担金請求訴訟は106条又は107条(a)に基づく民事訴訟の判決日又は和解締結に基づく行政命令の発行日から3年以内となっている。Atlantic判決によれば、自発的に浄化費用を負担した者は107条(a)に基づく費用回収訴訟の提起が許され、訴訟や和解の結果浄化に要する費用を負担するに至った者は113条(f)を用いて分担金請求訴訟を提起することとなるため、自発的に浄化を実施し費用を負担した者を有利に扱うことになると思われる。

第三節 連帯責任の例外

1 連邦最高裁判所判例—Burlington判決—⁽⁸⁵⁾

本判決は、政府が提起したCERCLA107条(a)に基づく費用回収訴訟の被告となったPRPによる損害の可分性の証明を認めて、被告に連帯責任ではなく分割責任を負わせたものである。Chem-Dyne判決以降、107条(a)に基づく訴訟における被告PRPの責任は原則として連帯責任であり例外的に損害の可分性を被告PRPが証明できた場合には連帯責任を課さないとするルールが一般化していたが、本判決がこのルールに何らかの修正を加えるいはこのルールの運用に影響を与えるものであるかどうかを検討する必要がある。

（1）事案の概要

Shell Oil 社は、農薬散布を行う Brown & Bryant (B&B) 社に化学物質を販売していた。B&B の施設の一部は、Burlington Northern and Santa Fe Railway 社及び Union Pacific Railway 社から賃借している土地にあった。Shell 社は、化学物質がタンク車から貯蔵タンクへ運ばれる際に漏えいしていることに気づいていたため、すべての買主に対し、漏えいを制御するように要請していた。それにもかかわらず、鉄道会社の土地上及び B&B の施設上で化学物質の漏えいは続いた。B&B は EPA の指示に従っていくらか浄化に努めた後倒産したため、その後は EPA が浄化措置を実施し 800 万ドルの費用を負担した。そこで、政府は Shell 社と Burlington 社及び Union 社に対して 107 条 (a) に基づき費用回収訴訟を提起した。

（2）下級裁判所の判断

カリフォルニア州連邦地方裁判所⁽⁸⁶⁾は、Shell 社を arranger（手配者）、鉄道会社らを owner（所有者）としてそれぞれ PRP であるから当該サイト浄化費用を負担する責任があるとしたうえで、当該サイトの汚染は一つの損害を引き起こしているけれども、その損害は可分であり配分が可能であるとして、被告らに連帯責任を課さずそれぞれの責任限度に従って分割責任を課した。鉄道会社らの責任の合理的な配分の根拠としては 3 つ挙げられている。一つは、鉄道会社らが所有していた土地の施設全体から見た面積のパーセンテージである（19%）。二つ目が、B&B の操業期間のうち、鉄道会社らが B&B に土地を賃貸していた期間のパーセンテージである（45%）。そして三つ目は、3 つの汚染物質のうち 2 つのみが鉄道会社らが賃貸していた区画に漏えいしていたことから、浄化が必要とされたサイト汚染全体のうちおよそ 3 分の 2（66%）に関与していたという点である。これらのパーセンテージをかけあわせた数値に誤差 50% として 1.5 をかけると合計 9% となり、したがって鉄道会社らは全体の費用のうち 9% の責任を負うと判断されたのである。Shell 社については、Shell 社の製品である化学物質が漏えいした

見積りに基づき、全体のうち6%の責任を負うものとした。ただし、鉄道会社らは彼らの土地に漏えいした化学物質の量について詳細な証明をしなかったにもかかわらず、裁判所は3分の2というおおまかな配分の根拠を用いていた。

第9巡回区連邦控訴裁判所⁽⁸⁷⁾は、鉄道会社らはownerとしての責任を負うとし、Shell社については、有害物質を投棄する目的でB&Bと契約を結んでいたわけではないため、107条(a)(3)の下での伝統的なarrangerには当たらないとしながらも、有害物質の投棄(漏えい)は売買や運送のプロセスの不可欠な一部となっていたことから、より広いカテゴリーにおけるarrangerに当たるとして、Shell社のarrangerとしての責任を認めた。そして、損害の配分の合理的な根拠を認めながらも、配分の合理的な根拠の証明責任はあくまでも被告にあるにもかかわらず、連邦地方裁判所は不適切な判断をしたとして、責任の配分を認めず、被告らに連帯責任を課した。

(3) 連邦最高裁判所判決

連邦最高裁判所は、まず、連邦地方裁判所の判断は責任の配分のための合理的な根拠を有しているとして、被告らに連帯責任は課さないことを述べた。そして、Shell社に関しては、arrangerとしての責任はないとした。arrangerとは、典型的には使用不能となった商品の投棄に関する契約関係に入った者を指すから、後に不適当な投棄をする他の当事者に当該商品を販売したのみの者はこれに含まれないとし、PRPとして責任を負うのは、有害物質の投棄に関して意図的な段階を踏んでいる場合に限られ、特に有用で未使用の商品の販売に付随して有害物質の投棄がなされるような場合には手配者(販売者)が購入者による有害物質の漏出に気づいていたからとってそのことがarrangerの計画的な投棄であるとはいえないとしたのである。特にShell社がB&Bに漏えいを軽減するよう奨励していたことは、投棄を意図していなかったことを示していると述べた。したがって、Shell社はPRPではなくなったため、本判決においては分割責任の下、鉄道会社2社が全体

の9%の費用を負担することとなった。残りの91%は原告である政府（基金）の負担となった。

また、裁判所は、可分性の分析に際し公正な考慮というものは全く必要がなく、被告が提示する証拠が損害の可分性を示すに十分である場合に単にその証拠に基づき責任を配分するのであると述べた。つまり、裁判所が自ら「公正な要素」に従って当事者間の責任の配分を考慮するのは分担金請求訴訟においてのみであるということである。

なお、Ginsberg 裁判官は反対意見において、Shell 社は有害物質の輸送等に関して指揮をとっていたのであるから arranger に該当すると述べ、そうでなければ、汚染に寄与した者に浄化費用を負担させるという CERCLA の目的に反すると主張している。

2 同判決の評価と影響

Chem-Dyne 判決以降採用されてきた一般的なルール、すなわち、107条(a)の訴訟における被告は損害の可分性の合理的根拠の証明が認められない限り連帯責任を課されるという原則は、Burlington 判決においても再確認されており、この点に変更は見られない。しかしながら、本判決の責任配分についての評価は分かれている。本判決によって今後は損害の可分性の証明が従来に比べて容易に認められるようになるであろうとの見方や、場所・時間・量の乗法のみに基づいて責任の配分を決定したことが Chem-Dyne 判決以来の可分性の捉え方とは乖離するとの見解⁽⁸⁹⁾、また、本判決が EPA の PRP に対する権限を制限することとなる可能性を示唆するものがある⁽⁹⁰⁾。その一方で、本判決は Chem-Dyne 判決以来の損害の可分性証明の判断について基本的には何ら変更を加えていないとする見解もある⁽⁹¹⁾。さらに、Burlington 判決の可分性の証明の判断内容から、政府によって費用回収訴訟を提起された被告 PRP は自身が汚染に寄与した「量・面積・期間」を示す証拠を提示することで連帯責任を免れることができるとの解釈もなされている⁽⁹²⁾。なお、本判決後の連邦地方裁判所の判決においては、Burlington 判決

は Chem-Dyne 判決以来のルールに従っただけであると述べられている⁽⁹³⁾。このように、Burlington 判決に関しては様々な評価が存在するが、実際に本判決の責任配分に関する部分を支持する判例は未だ現れていないようである⁽⁹⁴⁾。Burlington 判決以前は、Chem-Dyne 判決を引用した160の連邦裁判所判決のうち、被告による損害の可分性の証明が認められたのはたったの4件であったといわれるが、従来と比較して損害の可分性の証明を認める判決が増えるか、またどのような証明が責任配分の合理的根拠と解されるかについて本判決が与える影響は今後の判例の動向を追って検討する必要がある。

また、本件は原告が政府であったため、原告が PRP である場合にも107条(a)の下で被告が連帯責任を負うかについては言及されなかった。前述の通り Atlantic 判決においても連邦最高裁判所はその判断を留保しており、今後明確な判断が示されることが望まれる。

なお、本判決は PRP のうち arranger として責任を負う者の要件を明確にした点においても注目されている。本判決よれば、arranger の認定には、有害物質の投棄を意図していたとみなされるかどうか⁽⁹⁶⁾が鍵となる。PRP のうち、施設の所有者(owner)又は管理者(operator)は単に施設を所有又は管理している立場にあることをもって PRP とされるのに対して、arranger は「意図」を責任認定の要件とするのである。これは、CERCLA が PRP の範囲を広く規定したこととの釣り合いを図ったものとも思われるが、有害物質の投棄を意図していたとは認められない場合には arranger とは認められず、汚染への寄与度が高くとも完全に CERCLA 上の責任から免れるということとなりうるのではないか。反対意見で Ginsberg 裁判官が述べるように、CERCLA の趣旨にそぐわない結果となりうるのではないか。この点に関して今後の影響が注目される。

3 損害の可分性の証明と反訴請求との関係

107条(a)に基づく訴訟において連帯責任を回避するために被告がとる手段は、損害の可分性の証明のほかに、113条(f)に基づく反訴請求もあ

る。

損害の可分性の証明と反訴請求とではそれぞれ成功した場合には分割責任となるが、両者には様々な点で相違がみられる。まず、被告が損害の可分性の証明を行う場合は、被告は新たに他の PRP を訴訟に参加させる必要はないが、損害が可分であること及び自身の責任の範囲を証明しなければならない。これに対して113条（f）に基づく反訴請求においては、被告は他の PRP が存在する場合にはそれらの者を訴訟に参加させ、それぞれの訴訟当事者の責任の配分を証明する必要がある。113条（f）に基づく反訴請求では、損害が可分であるかどうかは問題とされず、訴訟当事者間での費用配分が考慮されるのみなのである。また、損害の可分性の証明では単に被告の事実に基づいた証明により裁判所が責任の配分を決定するが、113条（f）に基づく反訴請求では当事者の証明を受け裁判所が公正な要素として当事者間のあらゆる事情を考慮しながら分担金を決めるという点等、裁判所が責任を配分するプロセスにも違いがある。また、orphan share は損害の可分性が認められた場合には被告が負担することはなく、本判決のように原告の負担となる。他方、113条（f）に基づく分担金請求訴訟においては、コモンロー上の分割責任とは異なり、すべての訴訟当事者間で orphan share が配分された判例がある⁽⁹⁷⁾。したがって、損害の可分性が証明された場合と113条（f）に基づく反訴請求の場合とでは被告の負担する額にも差が出てくる可能性があり、被告にとっては損害の可分性の証明が認められた場合の方が113条（f）に基づく反訴請求による場合よりも費用負担が少なくなりうるというメリットもありえよう。しかしながら、前述のように損害の可分性の証明は従来認められることは稀であり成功する見込みは高くなく、本判決がこの証明を従来よりも容易にしたとは必ずしも言えないことから、113条（f）に基づく反訴請求も同時に行うことが一般的であろう。実際に、被告が両方の手段を試みたが損害の可分性の証明は認められず、113条（f）に基づく反訴請求において責任の配分が認められたケースがある⁽⁹⁸⁾。

第四節 小 括

以上の考察から明らかであるように、CERCLA の下で浄化責任及び浄化費用負担責任を負う PRP は厳格な責任を課されるが、PRP は自身の費用負担を軽減するために3つの手段を用い得る。一つは、PRP 自身が負担した浄化費用について、他の PRP に対して求償を行うことである。PRP が他の PRP に対して求償するために訴訟を提起する場合には107条(a)及び113条(f)の2種類の根拠条文が存在するが、Atlantic 判決において連邦最高裁判所は、これらはそれぞれ異なる状況に適用され相互に補完するものであると説明し、自発的に浄化を行った者にも107条(a)に基づく費用回収訴訟の提起を認めることで、自発的浄化が妨げられている状況を改善した。なお、107条(a)に基づく訴訟は113条(f)に基づく訴訟に比べて原告にメリットが多いと思われるため、自発的浄化を実施した者を有利に扱う結果になるとも思われる。二つ目は、PRP が連邦政府又は他の PRP から費用回収訴訟を提起された場合には連帯責任を逃れるために損害の可分性の合理的根拠についての証明を試みることである。従来この証明が認められることは稀であったが、Burlington 判決において連邦最高裁判所はこの損害の可分性の証明を認めた。そして三つ目は、PRP が他の PRP から費用回収訴訟を提起された場合に原告も含めた訴訟当事者間で公正に費用配分がなされるよう113条(f)に基づき反訴請求をすることである。Atlantic 判決は、この反訴請求によって、107条(a)に基づく費用回収訴訟においても公正な責任配分が可能であると述べた。なお、orphan share は107条(a)に基づく訴訟においては原則として被告、例外として原告が負担し、113条(f)に基づく訴訟及び113条(f)に基づく反訴請求においては原告被告の双方で負担する可能性があるようである。二点目と三点目はともに連帯責任と関連するが、費用回収訴訟においては原則として連帯責任を課するというルールが費用負担責任の配分の工程を複雑にし、公正な責任配分にとって弊害となってい

るようにも思われる。⁽⁹⁹⁾ いずれにせよ、連邦最高裁判所が自発的浄化を実施した PRP が費用回収訴訟を提起することを認めたことの意義は大きいといえよう。

第二章 CERCLA における善意の土地所有者等の免責

第一節 善意の土地所有者、隣接地の所有者、誠実な土地購入予定者の免責

1 従来⁽⁹⁹⁾の免責規定と2002年改正

CERCLA 制定当初は、107条（b）に唯一の免責規定が存在した。有害物質の放出または放出のおそれによる損害が、①不可抗力、②戦争、③被告の使用人・代理人以外の第三者、又は被告と契約関係にない第三者による作為・不作為のいずれか又はこれらの組合せによって生じたことを PRP が証明することができれば、その者は PRP としての責任を負わないとするものである。しかしながら、この免責が認められることはほとんど無かつた。⁽¹⁰⁰⁾ そこで、SARA によって善意の土地所有者の抗弁の規定が新たに設けられた。101条（35）は、土地所有者が当該土地を取得する前に有害物質が当該施設で処分もしくは保管されており、土地所有者が当該施設を取得した時点で、放出のあった、又は放出のおそれのある有害物質が処分された事実を知らず、かつ知るべき事情がなかつたことを証明することができれば、免責されうるとしたのである。しかし、その証明をするためには、当該施設を取得する時点で、当該施設が良好な商慣行に従っていたことについてあらゆる適切な調査を行っていなければならなかつた。裁判所は、その判断に当たって、①被告の専門的知識又は経験、②汚染が生じていなかつた場合の不動産の価格と購入価格との関係、③当該不動産に関する一般的な知識又は合理的に確認可能な情報、④当該不動産における汚染の発生又は発生の可能性の明白さ、⑤適切な調査によりそれらの汚染を発見できる能力について斟酌する。⁽¹⁰²⁾ しかし、この証明も困難であり、SARA によって設けられた善意の土地所

有者の抗弁が認められることは稀であった。⁽¹⁰³⁾

このように、SARAによる改正を経ても、善意の土地所有者がCERCLA上の責任を免除される見込みが少なかったことから、人々がCERCLAにおける責任を負うことを避けるために汚染の疑いのある土地を放置するといったブラウンフィールド問題が深刻化していったのである。この状況を改善すべく、2002年のブラウンフィールド法によって、善意の土地所有者に関してさらなる免責規定が設けられた。それが、善意の土地所有者(innocent landowner : ILO)、誠実な土地購入予定者(bona fide prospective purchaser : BFPP)、隣接地の所有者(contiguous property owner : CPO)の免責規定である。⁽¹⁰⁴⁾

2 善意の土地所有者(ILO)の抗弁

ブラウンフィールド法によってCERCLA101条(35)が改正され、SARAの下で置かれた善意の土地所有者の免責の要件が変更された。土地所有者がILOとしてCERCLA上の責任を免除される要件は、条文上⁽¹⁰⁵⁾8つである。すなわち、①有害物質が施設で処分又は保管された後に施設を取得したこと、②施設の汚染を知らず知るべき相当の理由もなかったこと、③汚染を生じた者との間に雇用関係、代理関係又は契約関係がないこと、④有害物質に関し当然払うべき注意を払ったこと、⑤施設取得に先立ってあらゆる適切な調査を実施したこと、⑥有害物質の放出に関し相当の手段を講じたこと、⑦施設において対応措置を実施する者に対し全面的に協力、支援し、施設への立ち入りを可能にすること、そして、⑧土地利用規制を遵守し、制度的管理の実効性を妨げないことである。土地所有者は、これらを満たすことを証拠の優越により証明した場合に限り免責が許される。SARAの下での善意の土地所有者の免責においては、上記のうち①②③④⑤が要件となっていたが、ブラウンフィールド法による改正で⑤の内容が修正され、⑥⑦⑧の要件も新たに加えられた。したがって、ILOの免責要件はSARAの下での免責要件よりも拡大されたため、ブラウンフィールド法にいう「善意」は単

なる善意とは性質が異なるものとなったといえる。⁽¹⁰⁶⁾

3 隣接地の所有者（CPO）の抗弁

107条（q）が新たに置かれ、隣接地の所有者についても免責が認められることとなった。⁽¹⁰⁷⁾これは、いわゆる「もらい汚染」の被害者を対象としている。CPOとして免責が認められるためには、土地所有者は同条項に定められた10の要件を満たすことを証拠の優越により証明しなければならない。すなわち、①自己の不動産と近接する自己が所有しない不動産からの有害物質の放出により自己の不動産が汚染され又は汚染される可能性があること、②有害物質の放出又は放出のおそれに関与していない又はこれを承諾していないこと、③PRPと子会社関係にないこと、④有害物質に関して相当の手段を講じること、⑤施設において対応措置を講ずる者に全面的に協力、支援し、立ち入りを可能にすること、⑥土地利用規制を遵守し、制度的管理を妨げないこと、⑦情報提供の要請、又は行政上の召喚に応じること、⑧有害物質に関して法律の要求するすべての通知を提出すること、⑨サイト取得に先立ち、あらゆる適切な調査を行ったこと、そして、⑩自己が所有又は管理していない他の不動産からの有害物質の放出によって当該サイトが汚染されたこと又は汚染される可能性があることを知らず、知るべき相当の理由もなかったことである。

なお、CPOとしての地位を認められた者に対し、EPAはCERCLA上の処分を執行しないことの保証書を交付すること及び113条（f）に基づく分担金請求訴訟に対する保護を与えることができる。⁽¹⁰⁸⁾

4 誠実な土地購入予定者（BFPP）の抗弁

101条（40）、107条（r）が新設され、誠実な土地購入予定者の免責規定も新たに加わった。⁽¹⁰⁹⁾BFPPの免責要件は、101条（40）において9つ定められている。すなわち、①2002年1月11日（ブラウンフィールド法制定日）以降に当該施設を購入したこと、②当該施設における有害物質の投棄がすべて当該施設の取得以前に発生したこと、③あらゆる適切な調査を行ったこと、④

有害物質に関して法律の要求するすべての通知を提出すること、⑤有害物質に関して相当の手段を講じ、適切な注意を払うこと、⑥施設において対応措置を実施する者に対し全面的に協力、支援し、立ち入りを可能にすること、⑦土地利用規制を遵守し、制度的管理の実効性を妨げないこと、⑧情報提供の要請又は行政上の召喚に応じること、そして、⑨PRPと子会社関係にないことである。BFPPとして免責されることを望む者は、これらを証拠の優越により証明しなければならない。ただし、BFPPは、ILO及びCPOと異なり、施設取得時に同施設の汚染の存在を知っていた場合にも免責される。これに関連して、汚染について知っていたためにCPOとしての要件を満たさない者は、BFPPとしての地位が認められうることとなっている。⁽¹¹⁰⁾

また、BFPPとして免責される者の所有する施設において、実施された対応措置に要した費用を政府が負担しておりこれを回収できていない状況において、当該対応措置によって、当該施設の公正な市場価格が措置を講ずる以前の公正な市場価格を上回った場合には、政府は当該施設に対して先取特権を有するものとされている。⁽¹¹¹⁾

BFPPの免責を主張しうる者は、施設の所有者のみならず、施設の賃借人も含まれている点も重要である。賃借人をBFPPとして扱うことに関してEPAは要件を提示している。⁽¹¹³⁾ まず、施設の所有者である賃貸人がBFPPとしての地位を有する場合で、その賃借人が①当該施設における有害物質の投棄がすべて施設の取得前に発生したこと、⁽¹¹⁴⁾ ②対応措置又は自然資源回復の履行を妨げないことという要件を満たすときは、当該賃借人はBFPPとして免責されうる。⁽¹¹⁵⁾ ただし、この条件の下賃借人がBFPPの地位にあったにもかかわらず後に賃貸人がBFPPの地位を失った場合には、賃借人はBFPPの要件のうちあらゆる適切な調査を行ったという要件を除いた残りの全ての要件を満たす場合に限り、BFPPとして認められる。⁽¹¹⁷⁾ 次に、施設の所有者である賃貸人がBFPPとは認められない場合は、その賃借人はBFPPの全ての要件を満たせばBFPPとして免責されうる。⁽¹¹⁸⁾

第二節 各抗弁の要件—Common Elements—

ILO、CPO、BFPP のそれぞれの免責要件は若干の相違は見られるものの、共通するものが多いが、抽象的な文言を多く含み、具体的内容を条文から明確に読み取ることは困難である。そこで以下では、2003年にEPAが策定したILO、CPO、BFPPの資格を得る要件についてのガイダンス⁽¹¹⁹⁾（以下、“Common Elements”）を紹介し、これに沿って各要件を詳細に検討したい。なお、Common Elementsとは、土地所有者等が、BFPP、CPO又はILOとして免責される資格を得るために共通して満たさなければならない法律上のthreshold criteria（前提条件）とongoing obligation（継続する義務）のことである。

1 Threshold Criteria

“Common Elements”には、土地所有者等が免責を求める前提条件として、以下の2点が挙げられている。

（1）All Appropriate Inquiry（あらゆる適切な調査）

BFPP、CPO又はILOは、当該施設の以前の所有権とその利用形態について施設の購入に先立ってAAI（あらゆる適切な調査）を行わなければならない⁽¹²⁰⁾。

AAIを行ったかどうかについて、1997年5月以前に購入された土地については、裁判所は①被告側の専門知識と経験の有無、②当該不動産の購入価格と、汚染がなかった場合の不動産評価額との関係、③当該不動産について、一般に周知の、また合理的に確認しうる情報、④当該不動産における汚染の存在または存在の可能性についての明白性の程度、および⑤被告が適切な調査により汚染を発見する能力という5点を斟酌するものとされている⁽¹²¹⁾。1997年5月以降に購入された土地については、EPAがAAI規則を公表するまでの間に購入されたものは、民間の米国材料試験協会（American Society for Testing and Materials：ASTM）が策定した「環境サイト評価基

準：フェーズ1環境サイト評価手続（Standard Practice for Environmental Site Assessments: Phase 1 Environmental Site Assessment Process⁽¹²³⁾）を満たすか否かで判断されることとされた⁽¹²⁴⁾。EPAはAAI規則を2004年までに公表することとなっていたが、実際には、2005年10月に策定され、2006年11月1日施行されている⁽¹²⁵⁾⁽¹²⁶⁾。

ブラウンフィールド法において改正されたCERCLA101条(35)(B)(iii)は、EPAがAAI規則を策定する際に10の項目を含むよう規定していたため、AAI規則はこの10の項目をAAI実施における要件として定めた。すなわち、①環境専門家による調査結果、②過去及び現在の所有者、管理者、占有者に対するインタビュー、③不動産の履歴調査、④環境浄化に関する連邦、州、部族及び地方自治体の先取特権の記録の調査、⑤連邦、州、部族及び地方自治体記録の調査、⑥当該施設及び隣接地の現地視察、⑦被告の専門的知識と経験、⑧当該不動産の購入価格と汚染が存在しなかった場合の不動産評価額との関係、⑨当該不動産に関する一般的な又は通常認識しうる情報、⑩当該不動産における汚染の存在又は存在の可能性についての明白性の程度及び適切な調査により汚染を発見する能力である。

AAI規則が策定された後に購入された土地については同規則に従ってあらゆる適切な調査を実施することとなる。ただし、そもそもASTM基準とAAI規則の間にはそれほど重大な差異は見られなかったが、2005年にASTM規則が改訂され同規則に沿った内容となったため、同規則が制定された後もASTM基準が活用される可能性が指摘されており、実際に、AAI規則制定後の土地購入予定者はAAI規則とASTM基準のうちいずれかを選択することができる⁽¹²⁷⁾⁽¹²⁸⁾ともいわれている⁽¹²⁹⁾。

(2) Affiliation (子会社関係)

BFPP又はCPOは潜在的に責任があってはならず、また、当該土地の対応措置費用に関して潜在的に責任のある他の者と子会社関係にあってはならない⁽¹³⁰⁾。ここにいう子会社関係は、直接的及び間接的な親族関係、そして多く

の契約関係、企業関係、または金融関係を含む幅広い概念である。⁽¹³¹⁾これは、PRP が親族や関連企業に当該不動産を売買することによって自身の CERCLA における責任を契約上免れることを妨げるために議会が設けた要件であると EPA は考えている。⁽¹³²⁾この子会社関係の範囲が不明確であったところ、EPA は2011年にこの子会社関係の解釈についてのガイダンスを示した。⁽¹³³⁾同ガイダンスによれば、BFPP 又は CPO の免責を求める者は、第一に PRP（有害物質が投棄された当時の施設の所有者又は管理者、有害物質の手配者又は輸送者）に該当しないこと、第二に、会社法上 PRP と同一の事業主体ではないこと、第三に、倒産等により PRP が事業主体の会社組織変更をした後身ではないこと、そして第四に、PRP と子会社関係にないことが求められる。⁽¹³⁴⁾また、同ガイダンスは、BFPP 及び CPO の affiliation の例外として条文上定められている 2 つの条件について説明している。⁽¹³⁵⁾すなわち、BFPP の affiliation の例外として規定される「不動産の所有権を移転する又は融資に供する証書」⁽¹³⁶⁾については、譲渡証書又は所有権移転の契約書が含まれるものとす。⁽¹³⁷⁾そして BFPP 及び CPO の両者において affiliation の例外とされる「財又はサービスの販売のための契約」⁽¹³⁸⁾に関しては、条文にいう「財」とは日用品、製品、動産を意味し、「サービス」とは雇用を指すという。つまり、BFPP は PRP から当該施設を購入していてもよく、BFPP 及び CPO は動産の販売や雇用のために PRP との間に契約が存在してもよいのである。さらに同ガイダンスは、子会社関係の範囲が広いため免責が認められる者が少なくなってしまうことを懸念し、PRP との間の子会社関係とはみなされない例外を新たに示した。⁽¹³⁹⁾すなわち、①当該浄化措置を講じる不動産以外の不動産における PRP との関係、②当該不動産を取得した後に生じた PRP との関係、③不動産所有権移転時に作られる契約上又は財政上の証書やその際生じる関係、および、④賃借している不動産の購入を予定する賃借人とその所有者との賃貸借契約関係の 4 つである。

2 Continuing Obligations

“Common Elements”は、免責を維持するためには、土地所有者等は以下の義務を土地所有期間中継続して果たさなければならないとしている。

(1) 土地利用規制と制度的管理

BFPP、CPO及びILOの規定は、対応措置に関連して制定されまたは適用される土地利用規制を遵守しなければならず、対応措置に関連して採用された制度的管理の実効性を妨げてはならない。ここで重要な点が二つある。⁽¹⁴⁰⁾⁽¹⁴¹⁾一つは、制度的管理は土地利用規制を実施するために用いられることが多いため、土地利用規制を遵守し損なうと同時に制度的管理の実効性も妨げることとなり、逆もまた同じであるということである。そして二つ目に、たとえ土地利用規制又は制度的管理が土地購入時には実施されていなかったとしても、BFPP、CPO及びILOは土地利用規制を遵守し制度的管理の実効性を妨げないよう努めなければならないことである。

制度的管理は、①人が汚染に曝露する潜在的危険を最小限化し、土地又は資源の利用を制限すること、又は②行動を改善するための情報を提供すること、あるいはこの両者によって、浄化の実効性を保護する行政上及び司法上の管理である。⁽¹⁴²⁾これは、浄化措置完了の前後両方において必要となることが多い。⁽¹⁴³⁾なお、「制度的管理の実効性を妨げる」とは、物理的な妨害や破壊活動のみを指すものではない。⁽¹⁴⁴⁾実際に、全ての制度的管理が土地の利用を規制するわけではなく、土地の記録に汚染に関する情報を記載しなかったり、当該土地購入者に対して汚染に関する情報を提供しなかったり、あるいは制度的管理によって指定された土地利用形態に反する利用を意図してゾーニングの変更や例外的許可を求めるような場合にも制度的管理を妨げたとみなされる。⁽¹⁴⁵⁾ただし、汚染が自然に希釈されたり、追加的な浄化等によりサイトの汚染状況が改善されたような場合には、土地利用規制や制度的管理の必要性が軽減されるため、土地所有者等は対応措置の監督官庁の要求する手続きに従い土地利用規制又は制度的管理の変更を求めることができる。⁽¹⁴⁶⁾

なお、制度的管理については、EPAが2010年に新たなガイダンスを公表

し、制度的管理の４つの段階（計画、実施、維持、強制）において参考となる情報を提供している。⁽¹⁴⁷⁾

（２）相当の手段

BFPP、CPO 及び ILO は、①放出の継続を停止するため、②将来の放出の恐れを防止するため、及び③以前に放出された有害物質に対する人間、環境又は自然資源への暴露を防止又は制限するために、有害物質の放出に関連して「相当の手段」を講じることが求められる。⁽¹⁴⁸⁾ この要件を追加する際に、議会は CERCLA に既存の「当然払うべき注意」という要件に調和させた。⁽¹⁴⁹⁾ EPA は、この要件により、一定の土地所有者等を CERCLA 上の責任から保護することと、人の健康及び環境の保護を確保することとのバランスがとられたと述べている。⁽¹⁵¹⁾ また、EPA は、議会は相当の手段の内容として CERCLA における対応措置⁽¹⁵²⁾と同様の種類⁽¹⁵³⁾のものを想定したわけではないという。実際に、ブラウンフィールド法は、CPO に対して地下水調査を行うこと、又は地下水改善システムを設置することを相当の手段として要求しないこととして⁽¹⁵⁴⁾いる。ただし、EPA は、議会在土地所有者に当該土地⁽¹⁵⁵⁾上の有害物質に関連する潜在的な危険を無視することを許したわけではないことも明らかであると述べている。

相当の手段として求められる内容の程度は、BFPP、CPO 及び ILO の間で異なりうる。⁽¹⁵⁶⁾ BFPP は、CPO 及び ILO と異なり、あらゆる適切な調査を行った結果当該土地に汚染が存在することを知りながら当該土地を購入したとしても免責されうる。つまり、BFPP は当該土地の汚染の性質や範囲についての知識を有する場合、何が相当の手段となりうるかを購入に先立ち計画する機会を有するのである。⁽¹⁵⁷⁾ これに対して CPO 及び ILO は購入前のあらゆる適切な調査によっても汚染について知るべき相当の理由がなかったのであるから、CPO 及び ILO は当該土地購入後に汚染の存在を知って初めて、当該汚染について利用可能な情報を考慮し相当の手段を講じることとなる。したがって、BFPP の相当の手段の要件は CPO 及び ILO のそれとは異なるも

⁽¹⁵⁸⁾
のと解される。

EPAは相当の手段の具体的内容については定義していないが、この要件の不明確さを改善すべく3つの参考要素を提示している。まず、「当然払うべき注意」についての既存の判例法が相当の手段についても参考となると述べる。⁽¹⁵⁹⁾次に、“Common Elements”の付属書Bにおいて、相当の手段に該当する行為についてのQ&Aを掲載している。これによれば、EPA又は州に対し汚染について通知すること、サイトへの立ち入り規制をすること、自身の土地上に存在するドラム缶の内容物を確認すること、封じ込めシステムの欠陥に気付いた場合にこれを修復すること、自身の土地上に汚染を発見した場合に汚染の範囲等を調査すること、及び過去の所有者から引き受けた義務(EPAからの命令又はEPAとの同意判決)に従うことは相当の手段として認められるとされている。逆に、相当の手段として要求されるものではない例として、隣接地の汚染源から自身の土地に汚染が生じた場合に地下水汚染調査又は地下水改善システムの設置をすること、完全な修復措置を講ずること、完全な環境調査を実施することが挙げられている。最後に、土地所有者からの要請があればEPAがその裁量の下、当該土地所有者に対して⁽¹⁶⁰⁾comfort/status lettersを提供することができることを紹介している。これは、EPAが土地所有者に対して特定のサイトにおける相当の手段を提案するためのものである。ただし、EPAがcomfort/status lettersを提供するのは、当該サイトがNPLに記載されている場合、又はEPAが当該サイトにおいて浄化措置を実施した場合等、政府が大きく関係を有するサイトに限られており、当該土地所有者が他の免責要件を満たしていない又は満たさないであろうことが明白である場合にはEPAはこれを提供しなくてよいこととされている。⁽¹⁶¹⁾

なお、土地所有者が相当の手段を講じるために、当該土地の汚染状況の調査や有害物質への対策を実施する際に、その過程で新たな汚染を引き起こしてしまった場合には、当該土地所有者は免責されず、PRPとしての責任を

負うこととなる。⁽¹⁶²⁾

（３）協力、支援、立ち入り

BFPP、CPO 及び ILO は、対応措置又は自然資源の回復を実施する者に対して、全面的に協力し、支援し、また立ち入りを可能にしなければならない。⁽¹⁶³⁾ これには、完全もしくは部分的な対応措置または自然資源の回復の開始、完了、運営および維持のために必要な協力と立ち入りを含む。⁽¹⁶⁴⁾

（４）情報提供の要請及び行政上の召喚状に応じること

BFPP と CPO は、EPA からの情報提供の要請と行政上の召喚に従わなければならない。⁽¹⁶⁵⁾ とりわけ、EPA は104条（e）に基づく情報要請を受けた全ての者が、早急に、正確に、そして完全にこれに応じることが求めている。⁽¹⁶⁶⁾ ただし、重要とは言えない過失によって情報要請に従うことができなかった者（例えば、誤送してしまい期日を過ぎてしまった場合等）は、他の免責要件を満たす限り BFPP 又は CPO としての地位を認められるとしている。⁽¹⁶⁷⁾

（５）法律の要求する通知の提出

BFPP と CPO は、当該施設における有害物質の発見又は放出に関する法律の要求する通知を提出しなければならない。⁽¹⁶⁸⁾ ここにいう法律とは、連邦法、州法及び地方自治体の条例を含む。⁽¹⁶⁹⁾ EPA は連邦法において通知を要求するものの例として、CERCLA103条（放出される有害物質に関する報告義務）、EPCRA（The Emergency Planning and Community Right-to Know Act：緊急事態計画及び地域住民の知る権利法）304条（緊急事態通知）、RCRA9002条（地下水貯蔵タンク通知規定）を挙げている。⁽¹⁷⁰⁾ BFPP と CPO は、自身が置かれた状況下で法律上要求されている通知を自ら確認し、提出する義務を負う。⁽¹⁷¹⁾

3 条文上不明確な ILO の要件

（１）Affiliation、情報提供の要請及び行政上の召喚状、法律の要求する通知

EPA は“Common Elements”の付属書 A において、上記“Common

Elements”のうちILOの規定には明記されていない3つの要件について、①ILOの規定には、“affiliation”という文言は含まれていないが、ILOの法律上の免責要件を満たすためには、その者は証拠の優越により、有害物質の放出または放出のおそれを引き起こし、損害をもたらした作為又は不作為が、その者が雇用関係、代理関係、又は契約関係を有しない第三者によるものであることを証明しなければならないこと、そして、②情報提供の要請及び行政上の召喚状に従うという要件は101条(35)(A)(i)には明記されていないが、CERCLAは全ての者が行政上の召喚状に従うこと、及びEPAの情報要請を受けた全ての者が時宜を得て、正確で完全な応答をすることを要求していること、③法律の要求する通知については101条(35)(A)(i)には明記されていないが、土地所有者は、連邦法、州法及び地方自治体の条例の下、独立した通知義務を負っていることを述べており、これらの要件をILOが無視できるわけではないことを強調している。

上記①にEPAが指摘するように、ILOはBFPP及びCPOとは異なり、PRPと子会社関係にないことの要件は条文上明記されていない。ただし、汚染を生じた者との間に雇用関係、代理関係又は契約関係がないことが要件となっている。ここで注意が必要なのは、ILOは①有害物質が施設で処分又は保管された後に施設を取得し、②施設を取得した時点で汚染について知るべき相当の理由がなかったこと、そして③その他すべてのILOの要件を満たすことが証明できれば、汚染を生じた者との間に「契約関係」があった場合にも免責されうることである。ここにいう「契約関係」は、土地契約、⁽¹⁷²⁾所有権譲渡証書、地役権、賃借権を含むがこれらに限らないとされる。⁽¹⁷³⁾実際に、SARAの下での善意の土地所有者の抗弁に関する地方裁判所の判例には、この契約関係は土地に汚染を生じさせた者との間の当該土地の売買契約も含まれるとするものがある。⁽¹⁷⁴⁾ILOは、他の要件をすべて満たせばPRPとの間に契約関係が存在しても免責されうるが、BFPP及びCPOはPRPとの間に前述のaffiliationの例外とされる契約関係が存在しても免責される

ため、結局、ILO、BFPP 及び CPO はいずれも、PRP から当該サイトを購入するなどの契約関係を有していても、それぞれに定められた要件を満たすことで免責されうるのである。

（２）当然払うべき注意

「当然払うべき注意」という要件については、EPA は「相当の手段」の内容を考慮するに当たり参考になると述べる一方で、「相当の手段」とは別個の要件であると述べている。⁽¹⁷⁵⁾ 「当然払うべき注意」と「相当の手段」はともに、当該土地所有者が有害物質による汚染を知ってから有害物質に対して適切に対処することを求める要件であるが、前者は、「問題の有害物質に対し、すべての関連事実及び状態に照らして自らその有害物質の特性を十分考慮して当然払うべき注意を払ったこと」と定められているの⁽¹⁷⁶⁾ に対し、後者は、「有害物質の放出の継続を停止するため、将来の放出の恐れを防止するため、あるいは人間、環境又は自然資源の暴露を防止するため、相当の手段を講じること」と⁽¹⁷⁷⁾ されているため、若干の違いはみられる。ILO はこれら両方の要件を満たさなければならない。

- （１） CERCLA でいう「善意」とは“innocent”の訳語であり、その内容としては善意のみならず、無過失も含む。以下、忠実に訳出するため「善意」と表記するが、善意無過失を意味するものとする。
- （２） See JUDITH A. LAYZER, THE ENVIRONMENTAL CASE TRANSLATING VALUES INTO POLICY (CQ PRESS, 2nd ed., 2006) at 54-76.
- （３） 当時は、連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法（Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act : FIFRA）と化学物質規制法（Toxic Substances Control Act : TSCA）が商業用の化学物質の製造、流通、及び使用を規制し、資源保全回復法（Resource Conservation and Recovery Act : RCRA）が現在の有害廃棄物の投棄を規制していたが、過去に投棄された有害物質を規制する法律はなかった。さらに、RCRA がラブ・カナル事件の 3 年前に成立したばかりであったため、廃棄物投棄の記録が存在せず、あるいは存在してもむらがあったこと等から、ラブ・カナル地区の有害廃棄物の性質や起源は不明であった。 See JAMES SALZMAN &

BARTON H. THOMPSON, JR., ENVIRONMENTAL LAW AND POLICY (FOUNDATION PRESS, 3rd ed., 2010) at 220-239.

- (4) カーター大統領が選挙に敗れたため、大統領がレーガンに代わる前のカーター大統領政権下での立法が急がれたことも早期立法の理由である。またそのため、立法経緯が乏しいともいわれる。*Id.*, at 222.
- (5) 以後、本稿では便宜上、単に CERCLA と記す場合はスーパーファンド法を指すものとする。なお、CERCLA の条文の邦語訳は、大塚直・磯田尚子・牛嶋仁・織朱實・久保はるか・廣瀬美佳・村上友里「CERCLA (スーパーファンド法)」別冊 NBL48号(1998) 241頁以下を参考とした。
- (6) 2002年の改正法によって、ブラウンフィールドサイトとは、「有害物質、汚染物質または汚濁物質が存在したまたは潜在的に存在するために、その拡張、再開発または使用によって状態を悪化させるおそれのある不動産をいう」と定義された。CERCLA101条(39)。
- (7) 大塚直「スーパーファンド法をめぐる議論」アメリカ法[2002-1] 47頁。
- (8) 黒坂則子「アメリカの土壤汚染浄化政策に関する一考察—ブラウンフィールド政策を中心として—」同志社法学55巻3号(2003) 79頁。
- (9) ブラウンフィールド法の邦語訳は、大塚直・赤淵芳宏・外純子・富田由彦「アメリカ ブラウンフィールド法」環境研究144号(2007) 70頁以下を参考とした。
- (10) 黒坂則子「アメリカにおける土壤汚染浄化政策の新展開—ブラウンフィールド法の意義—」同志社法学56巻3号(2004) 66—68頁参照。
- (11) 施設は、CERCLA101条(9)において幅広く定義されており、(A) 建物、構造物、機器、パイプライン、井戸、坑、池、ラグーン、貯水、溝、埋め立て地、コンテナ貯蔵施設、自動車、列車、航空機、(B) 有害廃棄物が貯蔵、保管、処分、または配置された地域を意味するものとされる。
- (12) 加藤一郎・森島昭夫・大塚直・柳健一郎『土壤汚染と企業の責任』(1996・有斐閣) 105頁。
- (13) CERCLA 制定に伴い設立された有害物質信託基金のことである。CERCLA がスーパーファンド法と呼ばれる所以は、この巨額の基金(superfund)が設置されていることにある。その財源は石油や化学品に対する税、一般会計、法人環境税、PRP からの回収費用、罰金等であったが、1995年に課税が期限切れとなり、現在は主に一般会計からの拠出で成り立っている。黒坂則子「米国の土壤汚染対策法の現状と課題」環境法研究(2009—2010) 34巻84頁参照。

- (14) CERCLA107条 (c) (3)。
- (15) 加藤他・前掲注 (12) 90—96頁参照。
- (16) CERCLA101条 (23)。除去措置はNPL登録サイト以外のサイトでも実施可能である。加藤他・前掲注 (12) 96頁。
- (17) CERCLA101条 (24)。
- (18) CERCLAにおける浄化事業の手順と概要については、加藤他・前掲注 (12) 59—62頁及び90—114頁、及び、小川昇範「米国のスーパーファンド法の現状」季刊環境研究88号 (1992) 154—157頁に詳しい。
- (19) 大塚直「各国の土壤汚染対策制度と土壤汚染対策法の特徴」環境研究127号 (2002) 44頁。
- (20) CERCLA101条 (14)。
- (21) CERCLA101条 (33)。
- (22) CERCLAの調査対象物質は1000を超えるといわれる。大塚・前掲注 (19)。
- (23) 石油が対象外とされた理由は、石油業界の反対等が挙げられている。加藤他・前掲注 (12) 68頁。なお、マサチューセッツ州の石油および有害物質放出防止法 (the Massachusetts Oil and Hazardous Material Release Prevention Act) 等、石油を対象物質に含む州法がある。Victor N. Baltera et al., *Environmental Considerations*, AMB MA-CLE 10-1 (2011) at § 10.2.3.
- (24) 被告であるPRPは、当該浄化事業がNCPに従ったものではないことの証明責任を負う。なお、NPLへの登録がないサイトにおける浄化事業であっても、除去措置の場合等はNCPに従っていないとはみなされない。さらに、政府でなく私人が浄化事業を実施した原告である場合には、政府による浄化計画に従った浄化事業でなくとも、州又は地方自治体によって要請された事業であったり、実施した時点でNCPに調和した事業であったといえるときには、NCPに従ったものとみなされる。DANIEL A. FARBER AND ROGER W. FINDLEY, *ENVIRONMENTAL LAW* (WEST, 8th ed., 2010) at 236-237.
- (25) 40 C.F.R. 300.これを紹介するものとして、柳憲一郎「米国スーパーファンド法の紹介」季刊環境研究47号 (1984) 50頁。
- (26) CWAにおける責任主体は、船舶や施設の所有者と管理者である。同法311条 (f) は、所有者や管理者が、石油や有害物質の放出が (A) 不可抗力、(B) 戦争行為、(C) 合衆国政府の役割における過失、(D) 第三者の作為又は不作為（当該作為又は不作為に過失があるか否かに関わらず）のいずれかあるいはこれらの組合せ

によって引き起こされたものであることを証明した場合を除いて、同条(b)(3)に違反して石油又は有害物質を放出した施設や船舶の所有者又は管理者は合衆国政府が浄化に要した費用を負担する責任を負うと定めている。

- (27) *United States v. Chem-Dyne Corp.*, 572 F. Supp. 802 (S.D. Ohio, Oct. 14, 1983).
- (28) Restatement (Second) of Torts § 433A (1965) を引用し、コモンローに従ったのである。
- (29) 加藤他・前掲注(12) 142頁。
- (30) 加藤他・前掲注(12) 139頁。
- (31) 大塚・前掲注(7) 46頁参照。
- (32) CERCLA122条(g)。
- (33) *Burlington Northern and Santa Fe Railway Company v. United States*, 556 U.S. 599 (2009).
- (34) 加藤他・前掲注(12) 143頁。
- (35) Restatement (Second) of Torts § 875 (1979).
- (36) Restatement (Third) of Torts: Apportionment Liab. § 10 (2000).
- (37) Restatement (Third) of Torts: Apportionment Liab. § 23 (2000). なお、不法行為者間での分担金請求はコモンロー上、原告に故意がない場合でなければ認められないとされていたが、この制限が次第に緩和されていったという経緯がある。WARREN FREEDMAN, JOINT AND SEVERAL LIABILITY: ALLOCATION OF RISK AND APPORTIONMENT OF DAMAGES (BUTTERWORTH LEGAL PUBLISHERS, 1987) at 41-43.
- (38) Restatement (Third) of Torts: Apportionment Liab. § 10 cmt. a (2000).
- (39) *Id.*
- (40) Restatement (Second) of Torts § 433A (1965).
- (41) Restatement (Third) of Torts: Apportionment Liab. § 11 (2000).
- (42) Restatement (Third) of Torts: Apportionment Liab. § B18 cmt. a (2000).
- (43) Restatement (Third) of Torts: Apportionment Liab. § 11 cmt. c (2000); Restatement (Third) of Torts: Apportionment Liab. § 23 cmt. f (2000).
- (44) Restatement (Third) of Torts: Apportionment Liab. § 10 cmt. a (2000); Restatement (Third) of Torts: Apportionment Liab. § 11 cmt. a (2000).

- (45) Kenneth K. Kilbert, *Neither Joint Nor Several: Orphan Shares and Private CERCLA Actions*, 41 *Envtl. L.* 1045 (2011) at 1052.
- (46) EPA の定義によれば、orphan share とは、（1）PRP であり、（2）支払い能力がなく又は現存せず、（3）当該サイトの浄化費用について PRP である他の者と子会社関係にない者に帰する責任の配分を指す。United States Environmental Protection Agency, *Interim Guidance on Orphan Share Compensation for Settlers of Remedial Design/Remedial Action and Non-Time-Critical Removals* (1996) at 2-3.
- (47) Kenneth K. Kilbert, *supra* note 45, at 1054; Aaron Gershonowits, *United States v. Atlantic Research Corp.: Who Should Pay to Clean up Inactive Hazardous Waste Sites?*, 19 *Duke Env'tl. L. & Pol'y F.* 119 (2009) at 148-149.
- (48) Kenneth K. Kilbert, *supra* note 45, at 1054.
- (49) *Id.*, at 1056.
- (50) *Id.*
- (51) 分担金請求は連邦のコモンロー上で認められてきたものであり、CERCLA の事案でもコモンローに従い認められうるとされていた。Warren Freedman, *supra* note 34, at 139-144. 議会は、113条 (f) はそれを追認する形で CERCLA 上に明記されたものであると述べている。See Superfund Amendments and Reauthorization Act of 1986, H.R. Rep. 99-253 (I), 1986 U.S.C.C.A.N. 2835, at 2861.
- (52) 裁判所に公正な要素として考慮されるものの例としては、「様々な手配者及び輸送者に処分された廃棄物の相対的な総量、廃棄物の相対的な毒性、廃棄物の発生、輸送、投棄における各当事者の関与の程度、様々な当事者が払った注意の程度、公衆衛生及び環境への損害を防止するための当局との協力の程度」が挙げられている。See Daniel A. Farber and Roger W. Findley, *supra* note 24, at 245.
- (53) See Kenneth K. Kilbert, *supra* note 45, at 1047; Daniel A. Faber and Roger W. Findley, *supra* note 24, at 248.
- (54) Daniel Riesel, *Evolution of Liability in Hazardous Substances Litigation*, ST 051 ALI-ABA 439 (2012) at 443.
- (55) *Id.*, at 443-444.
- (56) *Id.*, at 444.
- (57) Kenneth K. Kilbert, *supra* note 45, at 1057; 黒坂則子「米国スーパーフェンド法一〇七条をめぐる判例の動向—Atlantic Research 判決がブラウンフィールド

- 政策に与える影響を中心に」同志社法学63巻5号(2011)421—423頁参照。
- (58) Kenneth K. Kilbert, *supra* note 45, at 1057-1058.
- (59) *Id.*, at 1059; Daniel A. Faber and Roger W. Findley, *supra* note 24, at 248.
- (60) Cooper Industries, Inc. v. Aviall Services, Inc., 543 U.S. 157 (2004). 同判決を紹介する邦語文献として、黒坂則子「米国スーパーファンド法上の寄与分請求訴訟とブラウンフィールド問題—Cooper 判決の意義—」関西学院法学研究叢書第35冊『循環型社会の環境政策と法』(2006)247頁以下、同・前掲注(57)409頁以下、古城春実「包括的環境対処・補償・責任法(CERCLA)の下で土壌汚染の浄化を行った工場施設の所有者が前所有者に対して浄化費用の分担(contribution)を請求し得るかを判断した例」法律のひろば59巻2号(2006)74頁以下がある。
- (61) Aviall Services, Inc. v. Cooper Industries, Inc., 2000 WL 31730 (N.D.Tex. Jan. 13, 2000).
- (62) Aviall Services, Inc. v. Cooper Industries, Inc., 312 F.3d 677 (5th Cir. 2002).
- (63) Kenneth K. Kilbert, *supra* note 45, at 1062.
- (64) Daniel A. Faber and Roger W. Findley, *supra* note 24, at 246; 黒坂・前掲注(57)427—428頁。
- (65) Kenneth K. Kilbert, *supra* note 45, at 1062-1063; Steven Ferry, *The Superfund Cost Allocation Liability Conflicts among the Federal Courts*, 11 Vt. Env'tl. L. 249 (2009) at 252; Jason Nichols, *Resolving The Federal Court Conflict Over CERCLA Cost Recovery for Potentially Liable Parties—Some Suggestions for Giving Order to Post-Aviall Section 107 Jurisprudence and for Encouraging Voluntary Cleanup Environmental Site Contamination*, 74 Tenn. L. Rev. 275 (2007) at 281.
- (66) United States v. Atlantic Research Corporation, 551 U.S. 128 (2007): 同判決を詳細に検討する邦語文献として、黒坂・前掲注(57)409頁以下参照。
- (67) Atlantic Research Corp. v. United States, 459 F. 3d 827 (8th Cir. 2006).
- (68) 黒坂・前掲注(13)82頁。
- (69) See *supra* note 66, at 139.
- (70) Kenneth K. Kilbert, *supra* note 45, at 1066.
- (71) See Craig N. Johnston, *United States v. Atlantic Research Corp.: The Supreme Court Restores Voluntary Cleanups under CERCLA*, 22 J. Env'tl. L. &

- Litig. 313 (2007) at 334-341.
- (72) 48 Fed. Reg. 40658, at 40661.
- (73) 州における自発的浄化プログラムの詳細は、黒坂・前掲注（８）116頁以下、同「ニュージャージー州における土壌汚染浄化政策—BDA イニシアティブを中心として—」神戸学院法学36巻1号（2006）1頁以下、福田矩美子「ブラウンフィールド問題に関する法政策の一考察（１）—アメリカと日本の比較を通して—」早稲田法学会誌59巻1号（2008）345頁以下参照。
- (74) CERCLA101条（41）、128条。
- (75) Steven Ferry, *supra* note 65, at 251.
- (76) Daniel. A. Faber and Roger W. Findley, *supra* note 24, at 246.
- (77) Aviall 判決及び Atlantic 判決後の残された問題について論じるものとして、Rachael E. Salcido, *Voluntarily Cleanups and CERCLA in a Post-Avial and Atlantic Research World*, 54 RMMLF-INST 9-1（2008）at §9.04; Kevin A. Gaynor et al., *Unresolved CERCLA Issues after Atlantic Research and Burlington Northern*, 40 *Envtl. L. Rep. News & Analysis* 11198（2010）at 11198-11210. 等参照。
- (78) Craig N. Johnston, *supra* note 71, at 341.
- (79) 黒坂・前掲注（57）443頁参照。
- (80) Kevin A. Gaynor et al., *supra* note 77, at 11202.
- (81) Ronald G. Aronovsky, *A Preemption Paradox: Preserving the Role of State Law in Private Cleanup Cost Disputes*, 16 *N.Y.U. Env'tl. L.J.* 225（2008）at 255.
- (82) この点は Atlantic 判決において被告が指摘したが、連邦最高裁判所は連帯責任については明言を避けながらも、107条（a）に基づく訴訟においても113条（f）に基づく反訴請求によって費用を公正に配分することが可能であると説明している。*See supra* note 66, at 138-140.
- (83) 532 F. Supp. 2d 1306（2007）at 1311-1313; 379 B.R. 449（2007）at 460-461.
- (84) Steven Ferry, *Inverting the Law: Superfund Hazardous Substance Liability and Supreme Court Reversal of All Federal Circuits*, 33 *Wm. & Mary Env'tl. L. & Pol'y Rev.* 633（2009）at 660. 107条（a）に基づく訴訟のメリットとして、連帯責任を課すこと、出訴期限が113条（f）に基づく訴訟より2倍長いこと、すべてのPRPを被告としなくてもよいこと、そして被告が法律上規定された抗弁以外利用できないことが挙げられている。

- (85) *Supra* note 33.
- (86) *United States v. The Atchison, Topeka & Santa Fe Railway Company*, 2003 WL 25518047 (E.D. Cal. July 15, 2003).
- (87) *United States v. Burlington Northern & Santa Fe Railway Company*, 520 F. 3d 918 (9th Cir. 2008).
- (88) Kevin A. Gaynor et al., *supra* note 77, at 11205; Robert M. Guo, *Reasonable Basis for Apportioning Harm under CERCLA*, 37 Ecology L. Q. 317 (2010) at 319; Rachael K. Evans, *Burlington Northern & Santa Fe Railway Co. v. United States*, 34 Harv. Envtl. L. Rev. 311 (2010) at 319; Kenneth K. Kilbert, *supra* note 45, at 1053.
- (89) William C. Tucker, *All Is Number: Mathematics, Divisibility and Apportionment under Burlington Northern*, 22 Fordham Envtl. L. Rev. 311 (2011) at 373-374.
- (90) Peter J. McGrath Jr., *Burlington Northern & Santa Fe Railway Co., Et Al v. United States: Defining Environmental Law or Changing It?*, 3 Charlotte L. Rev. 85 (2011) at 87.
- (91) Steve C. Gold, *Dis-Jointed? Several Approaches to Divisibility after Burlington Northern*, 11 Vt. J. Envtl. L. 307 (2009) at 310; Martha L. Judy, *Coming Full CERCLA: Why Burlington Northern Is Not the Sword of Damocles for Joint and Several Liability*, 44 New Eng. L. Rev. 249 (2010) at 287.
- (92) James Salzman & Barton H. Thompson, Jr., *supra* note 3, at 229.
- (93) *United States v. Iron Mountain Mines Inc.*, 2010 WL 1854118 (E.D. Cal. May. 6, 2010) at 3.
- (94) Daniel Riesel, *supra* note 54, at 442.
- (95) Martha L. Judy, *supra* note 91, at 283.
- (96) Daniel Riesel, *supra* note 54, at 442.
- (97) Kenneth K. Kilbert, *supra* note 45, at 1059.
- (98) 本稿第二章第三節の Ashley 判決はこれに該当する。
- (99) 113条の反訴請求を用いることは不必要に訴訟を煩雑にするうえ公正な費用負担を達成しえない等と指摘し、107条及び113条のどちらの訴訟においても、連帯責任か個別責任かに固執せず、公正な要素に基づき全ての当事者間で費用配分がなされるべきであるとの新たな手法も提案されている。See Kenneth K. Kilbert, *supra*

note 45, at 1078-1083.

(100) 加藤他・前掲注(12) 148—152頁参照。

(101) なお、CERCLA101条(35)(C)によれば、善意の土地所有者として免責を主張できる者は、施設の現在の所有者又は管理者であり、過去の所有者又は管理者は含まれないこととなっている。実際に、過去の所有者は善意の土地所有者の免責を主張できないとする判例がある。See *United States v. CDMG Realty Co.*, 96 F. 3d 706 (3rd Cir. 1996).

(102) CERCLA101条(B)。

(103) 加藤他・前掲注(12) 151—152頁参照。

(104) なお、PRPのうちarranger又はtransporterに該当する中小企業についても、一定の条件を満たす場合にCERCLA上の責任を免除することを認める規定も新設されたが、日本法との比較において関連が薄いため本稿においては立ち入らない。このような中小企業の免責規定の詳細は、黒坂則子「アメリカにおける土壌汚染浄化政策の新展開—ブラウンフィールド新法の意義—」同志社法学56巻3号(2004)60頁以下参照。

(105) CERCLA101条(35),107条(b)(3)。

(106) 黒坂・前掲注(13)78頁、同「アメリカの土壌汚染浄化政策」日本不動産学会誌23巻3号(2009)90頁、福田・前掲注(73)367頁参照。

(107) EPAは1995年に、隣接地の汚染源から自身の所有する土地を汚染された者について免責を認める通知を策定、公表しており、この政策をもとにブラウンフィールド法によりCERCLA上に明文化されたのがCPOの免責規定である。See *United States Environmental Protection Agency, Announcement and Publication of Final Policy toward Owners of Property Containing Contaminated Aquifers* (1995).

(108) CERCLA107条(q)(3)。

(109) EPAが1995年に策定、公表した通知において土地購入予定者との間で和解を推進することが目指されていた。このように、土地購入予定者の責任制限についてEPAは従来から政策として対応をとっていたが、ブラウンフィールド法によりCERCLAにおいて土地購入予定者の免責が認められることとなったのである。See *United States Environmental Protection Agency, Announcement and Publication of Guidance on Agreements with Prospective Purchasers of Contaminated Property and Model Prospective Purchaser Agreement* (1995).

- (110) CERCLA107条 (q) (1) (C)。
- (111) CERCLA107条 (r) (2)。
- (112) CERCLA101条 (40)。
- (113) *See* United States Environmental Protection Agency, Revised Enforcement Guidance Regarding the Treatment of Tenants Under the CERCLA Bona Fide Prospective Purchaser Provision (2012)。
- (114) CERCLA101条 (40) (A)。
- (115) CERCLA107条 (r) (1)。
- (116) *See supra* note 113, at 3.
- (117) *Id.*, at 3-4.
- (118) *Id.*, at 4-5.
- (119) *See* United States Environmental Protection Agency, Interim Guidance Regarding Criteria Landowners Must Meet in Order to Qualify for Bona Fide Prospective Purchaser, Contiguous Property Owner, or Innocent Landowner Limitations on CERCLA Liability (“COMMON ELEMENTS”) (2003)。
- (120) CERCLA101条 (40) (B)、107条 (q) (1) (A) (viii)、101条 (35) (A) (i), (B) (i)。
- (121) SARA における善意の土地所有者の免責規定で、あらゆる適切な調査を行ったことについて裁判所が斟酌するものとされていた項目と同じである。
- (122) フェーズ0は現地に赴かずに行う書面上の調査、フェーズ1は現地踏査、インタビュー、証書・公文書等の調査を行うもの、そしてフェーズ2は地下水のサンプルの採取等地表下の調査をサイト特有の状況に応じて行うものとされる。Philip L. Comella, *Environmental Issues and Liability Considerations*, 1885 PLI/Corp 241 (2011) at 253.
- (123) Standard E 1527-97として知られる。以下、ASTM 基準という。
- (124) CERCLA101条 (35) (B) (iv) (II)。
- (125) CERCLA101条 (35) (B) (ii) (iii)。
- (126) United States Environmental Protection Agency, “All Appropriate Inquires Final Rule” Brownfields Fact Sheet EPA 560-F-05-240 (October, 2005). AAI 規則の詳細については、福田矩美子・黒坂則子・大塚直「アメリカ土壌汚染・ブラウンフィールド問題—あらゆる適切な調査についての最終規則—」環境研究148号(2008) 136頁以下、黒坂則子「ブラウンフィールド法におけるAAI

規則の意義」同志社法学60巻3号（2008）311頁以下参照。

- (127) ただし、環境専門家の定義が置かれ、インタビューが義務化されたこと等から、AAI規則の方がASTM基準よりもいくぶん厳格なものとなったとの指摘がある。黒坂・前掲注（126）335頁。
- (128) 黒坂・前掲注（126）322頁。
- (129) Philip L. Comella, *supra* note 122, at 255.
- (130) CERCLA101条（40）（H）、107条（q）（1）（A）（ii）。
- (131) *Supra* note 119, at 5.
- (132) *Id.*
- (133) See United States Environmental Protection Agency, Enforcement Discretion Guidance Regarding the Affiliation Language of CERCLA's Bona Fide Prospective Purchaser and Contiguous Property Owner Liability Protections (2011).
- (134) *Id.*, at 4-5.
- (135) See *Id.*, at 6-7.
- (136) CERCLA101条（40）（H）（i）（II）。
- (137) なお、施設の賃借人は一般的に賃貸借契約において施設の所有権を移転していないが、EPAは賃貸借契約もここにいうaffiliationの例外として扱うこととしている。See *supra* note 113, at 4.
- (138) CERCLA101条（40）（H）（i）（II）、107条（q）（1）（A）（ii）（I）。
- (139) See *supra* note 133, at 7-10.
- (140) CERCLA101条（40）（F）、107条（q）（1）（A）（V）、101条（35）（A）。
- (141) *Supra* note 119, at 6.
- (142) *Id.*, at 6-7.
- (143) *Id.*, at 7.
- (144) *Id.*, at 8.
- (145) *Id.*
- (146) *Id.*
- (147) United States Environmental Protection Agency, Institutional Controls: A Guide to Planning, Implementing, Maintaining, and Enforcing Institutional Controls at Contaminated Sites (2010).
- (148) CERCLA101条（40）（D）、107条（q）（1）（A）（iii）、101条（35）（B）

(i)(II)。

(149) CERCLA107条(b)(3)(a)。同法制定当初から存在する第三者作為不作為の抗弁における要件であり、SARAにより創設された善意の土地所有者の抗弁においても要件とされた。なお、ブラウンフィールド法で改正されたILOの規定にもこの「当然払うべき注意」の要件は条文上残されている。

(150) *Supra* note 119, at 9.

(151) *Id.*

(152) 汚染土壌の除去、汚染地下水の抽出及び処理等。

(153) *Supra* note 119, at 9-10.

(154) CERCLA107条(q)(1)(D)。

(155) *Supra* note 119, at 10.

(156) *Id.*

(157) *Id.*, at 11.

(158) *Id.*

(159) *Id.*

(160) EPAは以前から comfort/status letters を提供する政策を進めていた。62 Fed. Reg. 4624 (1997)。元来、この comfort/status letters 及び土地購入予定者との和解は EPA がブラウンフィールドサイトの再開発のために予め土地購入予定者の責任を明らかにし又はその責任を緩和するために用いてきたものである。See Walter E. Mugdan, *Environmental Considerations in Real Estate Transactions*, SS003 ALI-ABA 1665 (2010) at 1684.

(161) *Supra* note 119, at 12.

(162) このことが自発的浄化のインセンティブを削ぐことになるのではないかと懸念されている。Laurencia Fasoyiro, *In Consideration of "Disposal" of Waste in the Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act (CERCLA) and Texas Waste Disposal Act*, 12 Tex. Tech. Admin. L. J. 303 (2011) at 332.

(163) CERCLA101条(40)(E)、107条(q)(1)(A)(iv)、101条(35)(A)。

(164) *Supra* note 119, at 12.

(165) CERCLA101条(40)(G)、107条(q)(1)(A)(vi)。

(166) *Supra* note 119, at 13.

(167) *Id.*

- (168) CERCLA101条（40）（C）、107条（q）（1）（A）（vii）。
- (169) *Supra* note 119, at 13.
- (170) *Id.*
- (171) *Id.*
- (172) CERCLA101条（35）（A）（i）。
- (173) CERCLA101条（35）（A）。
- (174) *United States v. Domenic Lombardi Realty, Inc.*, 204 F. Supp. 2d 318 (D.R.I. June. 7, 2002).
- (175) *See supra* note 119, at 11.
- (176) CERCLA107条（b）（3）（a）。
- (177) CERCLA101条（35）（1）（B）（i）（II）。

